

○日 時 令和2年3月13日 午前9時22分～午後2時31分

○場 所 議 場

○出席委員

13番	清 水 和 弘	委員長	12番	東 君 子	副委員長
2番	眞 茅 弘 美	委員	3番	上 迫 正 幸	委員
4番	沖 園 強	委員	5番	禰 占 通 男	委員
6番	城 森 史 明	委員	7番	吉 松 幸 夫	委員
8番	吉 嶺 周 作	委員	9番	立 石 幸 徳	委員
10番	下 竹 芳 郎	委員	11番	永 野 慶一郎	委員
14番	豊 留 榮 子	委員	議長	中 原 重 信	

【議 題】

議案第11号 令和2年度枕崎市立病院事業会計予算

議案第12号 令和2年度枕崎市水道事業会計予算

議案第13号 令和2年度枕崎市公共下水道事業会計予算

【審査結果】

議案第11号 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）

議案第12号 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）

議案第13号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

### △議案第11号 令和2年度枕崎市立病院事業会計予算

○委員長（清水和弘） 予算特別委員会を再開いたします。

本日は、まず議案第11号令和2年度枕崎市立病院事業会計予算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○市立病院事務長（高山京彦） 議案第11号令和2年度枕崎市立病院事業会計予算について、御説明します。

予算書の1ページをお開きください。

令和2年度の診療報酬改定は、0.46%のマイナス改定で、平成30年度診療報酬改定に続きマイナス改定となり、極めて厳しい状況が続いています。

このような中で、新年度の業務予定量は、第2条にありますとおり病床数55床、年間患者数を入院で17,885人、外来で14,790人、1日平均患者数を入院で49人、外来で58人と決めました。

次に第3条の収益的収入及び支出について申し上げます。

収益的収入につきましては医業収益5億0,499万8,000円、医業外収益7,511万7,000円、附帯事業収益997万1,000円の合計5億9,008万6,000円で、前年度より958万円の減、収益的支出は医業費用7億1,483万2,000円、医業外費用1,060万8,000円、附帯事業費用1,048万7,000円の合計7億3,592万7,000円で、前年度より422万9,000円の増となり、収支差引き1億4,584万1,000円の当年度純損失となる見込みです。

次に、第4条の資本的収入及び支出について申し上げます。

予算書の2ページをお開きください。

資本的支出は、建設改良費として、老朽化した機器の更新等に充てる有形固定資産購入費及びリース債務支払額の2,687万9,000円、企業債償還金として2,151万4,000円の合計4,839万3,000円を予定し、収入額が支出額に対して不足する額4,839万3,000円については、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

以上、概略を申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（清水和弘） ただいま説明がありました。委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

審査をお願いいたします。

○12番（東君子） まず1ページですね、今、経営状態がすごく厳しいという話だったんですが、原因がいろいろあると思うんですね。市民の方からですね、これを言ってきてくれと実際に頼まれて、幾つかあります。

それで1つはですね、診察を受けて会計までの時間がすごく長くて、待っている間に具合が悪くなると。ほかの病院だと結構流れがスムーズで、そんなに待たされることはないということなんです。それが実際どうなってますか。本当にそんな長いんでしょうか。

○市立病院事務長（高山京彦） 院内に患者の意見要望を聞く御意見箱がありますが、その中でもやっぱり幾つか、会計までの時間が長いということでの御指摘はあります。

ただ、そこにつきましては、接遇委員会とかもありまして、その中で、できるだけ早目の会計をしていただくよう職員同士での協議はしているところではございますが、至らぬ点につきましては、また今後も指導していきたいと思っております。

○12番（東君子） よそがスムーズにいつてるところが、市の病院がそういうはっきり明確な問題点を皆さんで協議するとか、そういうのはもちろん大事なんですけれども、ここがおかしい

よねとか、やっぱりそういうことが多分あると思うんですよね。そういうのは把握されてますか。

○市立病院事務長（高山京彦） そういった点も含めて協議はしているんですが、今現在、医療事務を1人募集してるんですけども、なかなか応募がない状態でありまして、まだ採用までは至ってない状況です。人も少ない中でやりくりしているところで、そういったことが生じてるんだとは思いますが。

○12番（東君子） その人手不足という話が出ましたけど、なぜ人手不足になっちゃうんでしょうかね。理由はありますか。

○市立病院事務長（高山京彦） 今現在、医療事務につきましては、ずっと昨年から募集しているところですけども、実際応募がないと。応募がなくて採用にまで至ってないものですから、1人少ない状態であるということでございます。

○12番（東君子） これは、また別な人からたくさん御意見いただいているんですけども、何か別な目的で病院が使われてるみたいな悪いうわさを聞いたんですよ。そういううわさ聞いたことございませんか。

○市立病院事務長（高山京彦） 今ここで、うわさと言われても何のことかちょっと分かりませんが、そういったことは聞いておりません。

○12番（東君子） 私も何のことだか分からないんですが、なぜこういうことを言うかというのですね、まず大事なことは、辞められた事務の方、看護師の方とかいらっしゃると思うんですけど、そういう方々にですね、この病院はどこが問題なのかと、やっぱりこういうことを聞いていくことが大事だと思います。我々は分からないんですよ、病院内のことは。

ただ、そこに実際に働いていらっしゃった方が、なぜ不満を持って辞めなければいけないのか。それを早く問題を解決するっていうことが大事だと思います。

なぜ、こういうことを言うかという、今コロナ問題、大変深刻化してますよね。それで本当は、根も葉もないうわさ、あそこの社長はコロナだと、そういうことです。

最初はただのうわさだと思って放っておいたらしいんですよ。そしたら、実際にですね、根も葉もないデマが数字に関わってきて、もう会社の経営ができないような状態でどうにかしてくれと、そういうことがニュースでも流れてました。

ですからですね、何か問題が、そういううわさでもあったときはすぐ問いただす、そしてどこが問題なのかしっかりと調べていって解決をしていく。いい人材が辞めるとこっぴどいうのは、必ず何か問題がありますよ。これはね、個人病院だったら私も言わないです、わーわー。だけど、市が経営してるわけですよ。うまくいかないと直接マイナスがかかってくるわけですよ、市民に。ですから言うわけですよ。個人だったら言いません。

ですからね、ちゃんと市民からの声というのは真剣に受け止めて、そして動いて聞かないと駄目ですよ。いい人が辞めていく病院はよくないですよ。よろしく願いします。すぐにやっぱり動いて聞き取りとかされてくださいよ。よろしく願いします。

○5番（禰占通男） 先ほど病院に来院して帰るまでの時間が長いと、これ以前から私もいろいろ聞いてるんですけど、電子カルテの利用状況ちゅうのはどうなってるんですか、市立病院は。

カルテをどのように運営してるのか。それによって、やっぱり診療を受ける最後に支払いまでするちゅうのは、ある程度病院なんか今ありましたように、診断とか終わったらもう四、五分でぱっぱと出て名前を呼ばれて支払いするって、大体そういうふうになってると思うんですけど、どうなんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 最初は時間で予約制になってます。あと、電子カルテがあるんですけども、電子カルテと金額を出す医療システム関係は連動してないので、そういった形が出てくるのかなとは思いますが。

○5番（禰占通男） 今、診療報酬が改定されましたよね、診療報酬が。4月から始まるわけで

しょう、新しく改定された分に。

それに、医師の負担を減らそうということで、医師を補充するちことで補充要員ということも4月から始まると思うんですけど、これにも報酬も見てくれるちことで、その中でも看護師の業務負担を減らしたり、電子カルテを利用するのに報酬が加算されるちなってるんですけど、今そういうふうに全部がオンライン化されていないのであれば、今回を機に取り組んではどうですか。

そうすると、市民は大体病院には体調が悪いから行くのであって、体調が悪くなかったら行かなくていいんだろうけど、薬剤の処方を受けるのは必要だけど、やはり時間短縮というのは物すごく私は必要だと思うんですけど。

今回、オンライン化ちゅうか、そこら辺も徹底して、またそれを使いこなせる人材ということも必要だと思うんですけど、どうなんですか。これには出てないけど、その取組。

**○市立病院事務長（高山京彦）** 今現在、医師の負担の面では医師事務作業補助というのがありまして、そちらも昨年度から募集をして医師の負担軽減、前言った診察時間の短縮とかの面で、職員募集はかけているところでございます。

オンライン診療という、今、来院しなくても端末画面とかで診察するシステムもありますけども、そこにつきましても今後は検討していきますが、どういった形が効率的か、効果的なのかはまだ今の時点では分かりませんので、検討はしてみたいと思います。

**○9番（立石幸徳）** 今、5番委員からちょっと出たんですけど、この診療報酬の影響っていうんですかね。

冒頭、病院事務長が2年連続のマイナス改定っていうことで非常に厳しいって言うんですが、ちょっとよく分かんのは、今度の診療報酬、令和2年度ですね、これはいわゆる本体部分と薬価、薬の関係ですね、2つに分かれとって、本体部分では0.55%のプラスなんですね、増。

そして薬価の引下げがマイナス1.01ですから、本体部分と薬価を足し算すると全体で、事務長が言ったように0.46%のマイナスちゅうことなんですよ。

ただ、私もよく市立病院の内情がよく分かんけど、市立病院の外に、いわゆる門前薬局という名前は言いませんけど、薬屋がありますよね。診療報酬が0.46全体で下がったから市立病院は厳しいというのは、もうちょっと詳しく教えてほしいんだけど、本体部分では上がってるわけですよ。門前薬局の部分は市立病院と何か関係あるんですか。

**○市立病院事務長（高山京彦）** 本体部分につきましては、今回、柔軟な働き方に対応するための常勤配置の要件とか、専従要件の見直しなどが行われたり、チーム医療等の推進のための、先ほど言いましたけれども、医師事務作業補助体制そういったものの加算とかの見直しが行われております。

実際、その部分につきましては、市立病院には今、医師事務作業補助等もないので、加算部分の影響はございません。薬価につきましては、入院の方がいらっしゃいますので、その方に処方しますので、そういった部分で影響が出てくることになります。

**○9番（立石幸徳）** ちょっと整理しますと、本体部分が増になっても病院報酬っていうか、病院の収入は何も影響ない、つまり収入増にはならないということですか。そして、薬価のほうは入院の薬があるんで、そっちが下がるから全体としてはやっぱり下がっていくちゅうことになるんですか。

**○市立病院事務長（高山京彦）** 一応、当院に影響が全くないわけじゃないですけども、当院に関係するものにつきましては、初診料が282点から6点プラスの286点、再診料が72点から1点プラスの73点、在宅患者訪問診察料が833点から55点プラスの888点、急性期の一般入院料が1,782点から50点プラスの1,832点、療養病棟の入院料につきましては1,795点から3点プラスの1,798点といった形で、増となっております。

ただ、その本体部分はプラスなんですけども、薬価改定等のマイナスが1.01%、全体改定率

はマイナス0.46ということで、薬価の部分が大きくてマイナスという形で影響が大きいというふうになっております。

○9番（立石幸徳） 入院の人は、当然、中で薬剤を売るちゅうか、その門前薬局の関係はどうなるんですか、あれは。

○市立病院事務長（高山京彦） 外来の方が医師から処方されて、そちらの薬局に行って薬を受け取る形になりますので、当院には影響はありません。

○9番（立石幸徳） 一番気にしなきゃならんのは病院経営上ですよ。ただ単に、診療報酬が下がりましたと言われても、さっき言ったようにプラスになってる部分もあるわけですよ。

実際、去年も今度も、今年度のこれは2年連続してその本体部分は増ですよ、上げですよ。薬価部分を下げてるから、それが本当に病院経営にどういうふうに反映しているかちゅうのは、もうちょっと分析する必要があるんじゃないですか。その辺の検証はしてないんですか。

○市立病院主幹兼管理係長（西村祐一） 入院患者につきましては、注射、点滴とかをされておりました、そこの部分につきましては年間1,400万程度収益が上がるわけですが、その部分が大体1%ぐらい下がることになります。

注射、点滴等、皮下筋肉注射とかいろいろあるわけですけども、そこの部分が年間で大体1,400万程度収益が上がることになります。今度の診療報酬改定によりまして、薬価が1%ぐらい下がりますので、その部分の収益が下がってくることになります。

○9番（立石幸徳） そうしますと、一つずつ整理しながら、1,400万は、まず総体として、総売上げちゅうとあれですけど、総収入があって、大体1%とすると14万ぐらい収益が下がるとそういうふうになるわけですか。

○市立病院主幹兼管理係長（西村祐一） 入院患者の投薬につきましては、先ほど委員からありましたとおり、院内での処方となっておりますので、こちらのほうは入院では年間200万程度の収益があります。これの1%が下がるということです。

外来におきましては、ほぼ院外薬局での処方で影響はあまりないと思いますが、やはり注射につきましても300万程度収益がありますので、その1%が少なくなってくるという、あらの計算であります、そういう形になると思います。

○9番（立石幸徳） だから、今説明があったのをトータルでどうなるのかですね、ただ診療報酬が、この病院会計の説明はですね、よくしょっぱなから診療報酬が下がったから大変ですち言うけど、内部事情を聞けば、大変どころかかえってよくなってるんじゃないのちゅう面もあるもんですからね、細かいあれは省きますが、その辺もきちっと精査した上で説明をしてください。

それからもう一点ですね、昨年の30年度決算のときに、病院のいわゆる経営評価委員会ですか、ここは3つ指摘をして、それが決算書に出て、私たまたまその決算書の3つの指摘を自分のちょっとした報告に書かしてもらって、市民からすごいお叱りを受けたんですよ。

1番目に、患者1人の単価を上げることちゅうその病院の経営評価委員会のまとめが3つあってですね。そしたら、市民が単価を上げるちゅうことかときたんですが、この部分は具体的にはどういうことをしていこうということになるんですか。

経営上は、確かに患者1人の単価をどんどん上げていけば上がるんでしょうけれども、市民からすれば、何かその単価という表現がいかにも商品みたいな感じになって、非常に印象が悪かったのかもしれないけど、具体的な病院内の単価を上げるっていう取組はどういうことをするちゅうことなんですかね。

○市立病院事務長（高山京彦） 今後、1人当たり単価を急激に上げていくのは難しいかとは思いますが。地道な形になりますけれども、必要な検査とか処置等を漏れなく行っていくことが重要になってくると思います。

その中で、もちろん1人当たり単価とまた違いますけれども、初診の患者または紹介者を増や

すなどして、また支出面ではコストを徹底的に下げるように努めまして、可能な限り利益を追求していく形になると思います。

○4番（沖園強） 先ほどの外来収益の件なんだけど、来年度は若干外来患者数を369人ほど増やす予算計上になってるんですね。そうすると、門前薬局の関係で外来部分は材料費等には影響がないということだったんですけど、あんまり。

そうすっと、外来収益はむしろ下がっているんですけど、その辺はどういったふうを受け止めればいいんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） この外来の人数が昨年度より369人増えている点につきましては、診療日数の影響もあります。

元年度につきましては、外来の人数を57人と設定しまして、253日で1万4,421人、令和2年度は58人と設定しまして、255日診療日数がありますので1万4,790人、その差が369人と出ております。

外来人数は増えてるんですけども、収益が減少していることにつきましては、前年度と比較して1日当たりの患者数、診療日数は増加しているんですけども、先ほども答弁しましたが、1日1人当たりの単価が減少しています。

前年度と比較して減少が大きかったものにつきましては、検査が177万8,000円の減、在宅医療が140万円の減となっております。

○4番（沖園強） 診療報酬改定が0.46、本体の部分はむしろ0.55%上がったと、1日当たりの外来人数は増えたんだけど、なぜそんなら診療報酬分に差があるんですかね。昨年も医師分の影響額として27年から30年までずっと30年が87万2,000円程度でしたよというような、報告を受けたんですけど、その辺はなぜ下がるんですかね。外来収益の診察分は178万とか140万とか。

○市立病院事務長（高山京彦） 一応、前年同月との比較では、検査につきましては細かいところになりますけども、エコーにつきましては19件の減、カメラにつきましては26件の減、心電図につきましても134件の減となっております。

在宅医療につきましても、訪問診察で80件の減少、往診等で14件の減となって、ほかにもレントゲンで70件の減、CTで77件の減となって、このようなことから1人当たりの単価がどうしても下がっていくことになりまして、外来の人数は増えますけども、どうしても収益的には下がっていくことになっております。

○4番（沖園強） なぜエコーとかカメラとか、そういう検査が下がってくるんですか。原因は何ですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 重症化を防いでいることも、一つの点であると思います。

○4番（沖園強） 重症化を防いでいる、外来の部分で。だから、検査があまり必要でない、そう理解すればいいんですか。外来ですからね、その検査が必要でないちゅう見通しが立つものなんですか。

○市立病院主幹兼管理係長（西村祐一） 外来につきましては、必要な検査につきましては積極的に行っているわけですが、もう一つ、リハビリの件数が増えた。再診で来られてリハビリだけして帰る方が増えてるもんですから、外来の患者数は増えてるんですけど、取れる点数はその部分だけですので、どうしても単価下がってしまうと。（「それなら理解できます、はい」と言う者あり）

○4番（沖園強） 3月補正で決算見込みが出されたですけど、単純に病院事業収益から病院事業費用を差し引くと、3,700万程度の悪化になるのかなと。これは決算を迎えてみないと分からんんですけど3月の状況はどうなんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 3月の部分につきましては、まだ途中ですので出てないところでございます。

○4番（沖園強） 予算編成が1月、12月末の時点でされてるんですかね、そうずっと1月から2月の推移はどうなってるんですか。見通しが、こういう決算見込みでどう動くような感じなんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） この前も答弁したと思いますが、1月は昨年並みでした。2月は細かな数字が出てませんが、患者数を見れば厳しい数字なのかなと見ています。

○9番（立石幸徳） 先ほどから、その単価の問題と大きく関わってくるんですけども、先般3月5日ですね、これ補正のときもちょっと触れたんですが、地域医療構想の調整会議が今年度最後ですか、南九州市で開催されて、そこで枕崎市立病院の当面のついていまいしょうか、いわゆる今後の病床機能の在り方云々等の報告があって、これ公の場で病院長から報告があったんですね。

今現在、一般が20床、療養が35床という中で、急性期病床が20、慢性期が35という形になってるわけですね。これを今後の在り方として急性期を20から13にすると、回復期は今全然ないんですが13に、慢性期を35から29にすると、病床数の数全体としては今の55の体制を維持するという報告でしたよね。

先ほど、係長のほうからあったように、外来の人数は増えているんだけど単価が下がってるから収益が上がらないと、それはリハビリ等があるということで、3月5日に報告した回復期を新たに13増やしてですね、急性期を7つ減らすとか、こういう方向性を示したときに経営上ですよ、どうなっていくのかという課題が出てくる。

当然、そのリハビリということになりますと、回復期の病床で対応するんでしょから、ますますその単価は上げにくい体制になっていきますよね。だから、その経営上の視点から新たな病床機能の見直しちゅうのは、その辺はどういうふうに検討されたんですかね。

○市立病院事務長（高山京彦） 病床機能の転換を図った場合につきましては、1月の収益を基に試算しております。

その中で、現行の急性期の一般入院料につきましては、今、入院料7で算定してるんですが、地域一般入院料1になるのと、地域包括ケア医療管理料3ということで、その中で移行していくんですけども、療養病棟の入院料1につきましても地域包括医療管理料3に移行します。

そうすれば、これを基に1月の実績で比較をしますと、現行で307万7,168点だったものが323万1,630点となりまして、15万4,000点程度の増加が見込まれることになっております

○9番（立石幸徳） 急性期だけでいっても全体にならんわけですよ、その試算の中身を分かりやすく、ちょっと病院の関係はいろいろ専門用語があるから、我々素人はよく分からんからできるだけ分かりやすく教えてくださいませんか。

○市立病院主幹兼管理係長（西村祐一） 今、事務長から説明があったんですが、現在は急性期病棟に当たる一般病床につきましては、急性期一般入院料7ということで1,382点、点数につきましては1点が10円ということになります。

慢性期は、療養病棟入院料1ということで、1,798点から801点の間で患者の状況、状態によって変わってくるわけですが、そういったような点数を計上しております。

委員がおっしゃいました急性期病棟が13床、回復期病棟が13床、慢性期病棟が29床とした場合、急性期の13床は地域一般入院料1ということで、1,159点のほうに13床は移行します。回復期の病床は地域包括ケア医療管理料3ということで、2,270点のほうに移行します。慢性期はそのまま療養病棟入院料1ということで、1,798点から801点となります。

ここで病床を移行するときに、今現在、急性期が20床あるわけですが、そのうち7床を回復期に、慢性期の病床が35床ありますので、そのうち6床を回復期に移行することになります。

そういった形で、令和2年1月の実績で比較した結果、現行ではトータルで大体300万点だったものが323万点ぐらい、大体15万点ぐらいの増加が見込まれるという試算をしております。

○9番（立石幸徳） 今言われたのは、現行と今後考えている変更後と比べて、その変更したほ

うが簡単に言うと収益的にも経営的にもプラスになると、こういうふうに整理すればいいですか。

○市立病院事務長（高山京彦） そのとおりでございます。

○9番（立石幸徳） いろんな要因がありますのでね、いわゆる基準介護7対1ですね。この部分は急性期病床にのみ適用されるんですかね、その辺の今度は実際の病床の機能を変更した場合の経費面はどういうふうになっていくんですか。

○市立病院主幹兼管理係長（西村祐一） 現在行っております急性期入院、一般入院料7というのは看護基準につきましては10対1、療養病棟入院料につきましては20対1となっております。今後、移行を考え、現在検討しております急性期の部分に当たります地域一般入院料につきましては13対1、地域包括ケア入院管理料につきましては同じく13対1、療養病棟入院料につきましては20対1となります。

そうした場合、現在、一般病棟と言われる部分は10対1から13対1になりますので、看護の配置は少なくとも済むのかなということになりますが、やはり今後の看護師の働き方改革を考えれば、人員体制につきましては現状のままで移行したほうがいいのではないかと考えております。

○9番（立石幸徳） 収入支出、総合的に考えた上での新たな病床機能の変更なんでしょうけれども、またこれがそっくりそのままいわゆる地域医療構想で南薩全体で了承しているか、まとまるかっていうのはまた大きな課題があるわけですけどね、取りあえずは病院がいろんな検討されて出された病床変更、これを我々も尊重しながらずっと見守っていきたいと思いますので、いろんな形で検討し、今後ともまた教えていただきたいと思います。

○5番（禰占通男） 市長の所信にもありますけど、この総合診療医師の採用、採用ちゅうか、病院経営ちゅうことで、どこがどう変わるんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 専攻医といいますけども、今回、1年間受け入れることになりました。

常勤医が、今まで事業管理者を含めて2名だったんですけども、それが3名体制になります。

その専攻医の説明につきましては、医学部を卒業しまして医師国家試験に合格すると医師は2年間の初期臨床研修を行います。その初期臨床研修が終了しますと、ほとんどの医師が専門医を目指して3年から5年間の専門医研修プログラムで研修を行うことになります。その専門医研修プログラムに登録して実践する医師を専攻医と呼んでますが、その方を1名今度受け入れることになります。

○5番（禰占通男） 総合的って、内科で運営してるんだけど、そこに特別な医師が来ればそれだけ外来、入院も増えるちゅうことじゃないですか。

○市立病院事務長（高山京彦） その部分については予測はできないんですけども、この方を専攻医として呼ぶことになったのは、プログラムの中に専門領域の一つであります総合診療領域の専門医の必須ローテがありまして、その必須ローテにつきましては、医療過疎地、僻地などの医療資源の限られたところでの地域医療の診療経験を最低6か月行うことが課せられております。

そういった中で、地域医療の中核として不可欠な病院で、在宅医療も行っているところで専攻医が経験を積む場としては絶好の診療環境にあるということで、一応当院をいろいろホームページとかで見られて医師に協力できないか確認して、当院のほうも受け入れる協力をしたということになります。

○5番（禰占通男） そうすると、1年って言いましたけど、各年ずっと受入れ予定とかあるんですかね。

○市立病院事務長（高山京彦） この専攻医につきましては、1年と決められております。

ただ、医師不足が今いろいろ叫ばれているんですけども、今まで鹿児島大学病院との協力の下に医師派遣されていたんですけども、ここは民間病院とのつながりなんですけども、そこで新たな医師派遣のパイプをつくることのできるのではないかとということで、今後を見据えた形で受入



れをしたということになります。

○5番（禰占通男） 私もあんまり詳しくないんだけど、今事務長が言いましたように医師不足、そして研修医になってその期間が終わったら、田舎の病院には勤めないで都会の病院がいいっちゃって行って偏在ですよね。看護師も学校で奨学金をもらってお礼奉公、枕崎の病院にも相当いますよ。聞いたことがあるんですよ、検査入院したときにね。こっちの病院にはなかったもんだから、そしたら、ここで終わったらすぐ都会の病院に行くっちそんな感じですよ。それで奨学金を出す代わりに、こっちで働いてもらうちゅうのも病院経営の一つと思うんですけど、そういうことを実際に聞きました。

それでは、次の一番の点ですけど、いろいろ公立とか公的病院の編成ちゅうことが昨年新聞にも出たんですけど、その中で厚労省は手術などの実施に乏しい全国の公立・公的病院ちゅうことで、この再編を促すちゅうのも今回の診療報酬改定に入ってたんですけど、枕崎市立病院が55床ちゅうことで、人口も減っていく中で医師不足、看護師も募集してるんですけど、これ最終的には予想なんだろうけど、病床は何床になって、医師、看護師、どこら辺までが限度になるんですかね、その経営上の。

○市立病院事務長（高山京彦） その何床までが限度とか、看護師、そういったものは一概に言えないというか、考えてはいないです。

○5番（禰占通男） 今回も、病床数をたしか1割、10%下げたら、それについて補助金を交付と、全国で80億を用意ちなってらるんですけど、もううちで55だから10分の1で5床、そういうことでこれから多分2年後にまた改定ちなったら、そこら辺のほうでまた出てくると思うんですけど、どうなんですかね、うちの病院が10%削減したときの経営ちゅうのは。

○市立病院事務長（高山京彦） 10%削減した場合の経営面での試算はしてないんですけども、実際、地域医療構想の話が院内で進める中では、10%削減した場合の補助金もあるんですけども、療養病床につきまして29床を9床減らしたほうがいいんじゃないかという議論もあったんですが、今回新型コロナの感染もありますけれども、院長の考えでは、突発的なこと、災害とかを考えれば、やっぱりある程度の病床数は確保しておきたいという思いはございます。

○9番（立石幸徳） いや、ちょうどそこをさっき私が傍聴させてもらった3月5日の地域医療構想でもですね、ちょうど今この新型コロナウイルスですね、国はこの対策として全国に5,000床の病床確保するんだと、かつてはこういう変な病気が、感染症が出る前は全国で3万減らすというようなこと言って、だから何が起きるか分かん。そのときには慌ててな、どっかまた臨時的に中国みたいな突貫工事で病院を造るとか、何かそういうことも起きるわけだから、なかなか病院っていうのを軽々にそのほうが経営的にいいですよちゅう対応も難しいと思うんです。

だから、いずれにしても地域医療構想ちゅうのは、これはもう法律上位置づけられたものだから、そこには向かっていくんでしょけども、できるだけやっぱり住民の立場に立った在り方っていうのは我慢強く追及していくべきだと思うんですよ。

だから、地域医療構想のこの南薩地区のやつも、このスタートラインにやっと着いたのかなという印象を持ったんですが、これ大体全体的にはいつ頃までがゴールっていえばいいんでしょうか、いつ頃をめどに南薩地区の病床の全体的な在り方っていうのをまとめるんですか、健康課長も来てますけど。

○市立病院事務長（高山京彦） 先ほどの病床数の減少につきましては、9番委員がおっしゃいましたように、突発的なこととの関係で病床をある程度は確保しておきたいというのは院長の考えですけども、そこの部分につきましては、院長はやっぱりうちは公立病院なんだから民間には担えない部分を担っていかないといけないということで、病床数につきましても、公立病院としては災害とか感染がありますけれども、そういったことが起きたときに慌てないようにある程度確保しておきたいという考えは持っているようでございます。

○健康課長（田中義文） 地域医療構想の調整会議に出席をしておりますので、その関係でただいまの地域医療構想の調整会議がいつまで継続されるのか、加世田保健所にも問合せをしたことがあるんですが、現状を見てお分かりのとおり、私も会議に出席をしておりますが、なかなか進展していないと感じておりました。結果的に、今回の国からの再編要請等もありまして、その点でもいろいろ進んでいる部分もあるのかなと考えております。

そのようなことから、今、圏域内に4つの公的・公立病院が存在しまして、その在り方について協議を進めておりまして、もともとこの地域医療構想というのは、ベッド数、入院時の病床数の問題が発端となっておりますが、現在はさらにそこからまた外来計画まで策定をしているという状況でございます。

そういう刻一刻と状況も変わってまいりまして、その状況を踏まえながら加世田保健所といたしましては、2025年に団塊の世代が後期高齢に全員移行する前までに、地域医療の在り方を継続して協議していくと伺っておりますので、いつで終わるということは加世田保健所からは今のところは伺っていないところでございます。

○12番（東君子） 先ほどですね、5番委員のほうから医師の話が出ましたけれども、やはりですね、大事なことは、やっぱり病院は信用だと思えるんですね。それで医者を選ぶときに、どういう方を基準に採用するかということで、ただですね、学歴があつてそういう肩書がある方だけを選ぶのではなくて、ちゃんと誠実で常識があつて、患者のこと、枕崎市のことを本当に考えてくれる人、そして枕崎にとって本当にプラスになる人、そういう方をぜひ選んでいただきたいと思います。病院が転べばやっぱり市に対してもいろいろ影響が出てくると思うので、そこら辺のちゃんとした基準ですね、医師を選ぶときのちゃんとした目をもって、よろしく願いいたします。希望として出します。

○8番（吉嶺周作） 今、医師のお話が出たんですけど、市立病院の院長もすごく長いと思うんですよ。もうどのくらい勤務されてるんですかね。もう10年以上はたちますよね、たしか。

○市立病院事務長（高山京彦） 確定じゃないですけど、14年か15年、その辺りだと思います。

○8番（吉嶺周作） 十四、五年といえば、もう市立病院でも長老のほうになると思うんですが、鹿大からの出向で来てるわけですね。やはり30代、40代の若い医師の方々がたくさんいますよ、大学のほうに行けばですね。5年置きに代わるとか、そういうことはできないんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 一応、事業管理者の任期がありまして、それにつきましては4年ありますので、今度でいえば令和2年度で終わりになると思います。ただ、その若い医師がこの院長に代わってできるかといえば、事業管理者ということで非常に責任も大きくなりますので、そこを若い医師が担えるかといえば、ちょっと疑問であると思います。

○8番（吉嶺周作） 令和2年で任期が一応終わる予定で、その後はまた再任用というか、予定ではそういうふうになってるんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） そこにつきましては、まだ全然話はしておりません。この後どうするかという話はしておりません。

○8番（吉嶺周作） 次に、27ページの旅費220万、医療学会等研修旅費、その次の517万の鹿大受託研究費というところがあるんですが、これは誰が研修に行っているのか。そして何名分なのか、年に何回あるのかをお伺いいたします。

○市立病院事務長（高山京彦） 研究研修費につきましては、職員が学会、講演会、セミナーとかなに行く場合の旅費になります。あと全国で行われる全国学会とか、公立病院が主催する学会や国保地域医療学会とかの研究発表に行っておりますが、実際何回あるという資料はございません。

○8番（吉嶺周作） 職員というのは看護師のことでいいんですかね。

○市立病院事務長（高山京彦） 看護師、もちろん職員ですので事務の方とか、そういった関係する部分、看護師だけではなく事務の方も一緒に行って、研修、セミナーを受けることになりま

す。

○8番（吉嶺周作） その研修に行った場合は、1日2日潰れるわけですよね。それに対しての手当というのがこれになるんですか、看護師や職員に対しての。

○市立病院事務長（高山京彦） これは旅費です。全国学会が県外であったりする場合に対する職員の旅費、交通費です。

○8番（吉嶺周作） すると、その看護師の方々の手当はこれは違うということなんですが、手当は支給してるんでしょうか。こういった研修会に出た場合の。

○市立病院事務長（高山京彦） 出張に行ったから手当があるとか、そういったものではございません。通常勤務の中での出張になりますので、そういった手当はございません。

○8番（吉嶺周作） これは旅費だったり、それに関わる予算だと思うんですが、現在この研修に行った場合の手当というのは出してないというふうに私は聞いてるんですよ、看護師の方々から。それで、そういう研修に行った場合には手当を出してもらいたいという要望が、看護師のほうから出てるもんだから今聞いてるんですけど、考え方としては。

○市立病院事務長（高山京彦） 出張でセミナーとか学会とかに出られた場合につきましては、旅費、交通費、その中で日当とかの手当は支給しております。旅費の中で日当とかありますので、その中で支給しております。出張したから別に手当があるかといえば、それはございません。

○総務課長（本田親行） 看護師に限らず、市の職員も勤務の中で行きますので、出張してる間についても給与は支給されます。今、事務長からありましたように、手当、出張区域によってですけども、旅費、宿泊費のほかに移動費と昼食代ということで、県外等であれば2,200円が旅費として日当は出ているということでございます。

○9番（立石幸徳） これも全体から見ると細かいことかもしれませんが、19ページ20ページにかけて、今年度末の貸借対照表の中で、20ページの上から2行目仮払金ですね。これ198万7,890円、これずっとこの金額で仮払金ということで貸借対照表に計上されてきているんですけど、これ何年同額でこの仮払いという形で計上しているんですかね。

○市立病院事務長（高山京彦） それにつきましては、所得税に関するものでございまして、平成26年度に発生しまして平成27年度から計上しているところでございます。

○9番（立石幸徳） そうしますと、もう5か年、今年度末で5か年経過ということになるんですか。去年でもう5年か。もう時間もありませんのでぜひ聞きたいのは、こういう形でな、はっきり言って、今事務長が所得税の関係と言われましたけど、今後その回収っていうか、あるいは徴収っていうか、その見込みがあるんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 現在のところ、所在が分からずに徴収できてないところでございます。

○9番（立石幸徳） そうしますと、いつのどの時点でこれはもう消却っていうか、落とすことになっていくんですかね。

○市立病院事務長（高山京彦） 時効消滅につきましては10年と考えております。

○9番（立石幸徳） そうすると、そのままずっとあと4年か5年はこうして同じ形で、貸借対照表には載せていくということになるんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） そういった対応になると思います。

○9番（立石幸徳） つまりな、ただ10年だから載しときますというんじゃないで、経営上は資産に入ってくるわけですね、仮払いですから。そうすると、実際は実態は200万ぐらいのものですけども、実質経営っていう意味では、この分は穴が開いとかんといかんわけですよ。その辺のこともありますので、時効が10年だと言ったって、ずっと載していくって、その辺を今すぐどうせっちゅうことじゃないですけども、経営上の指標が実態と若干違うんじゃないかということにもなりますので、その辺は早急に検討をしていただきたいと思います。

○14番（豊留榮子） 4ページにあります附帯事業の病児保育一時預かりの利用者数といえますか、昨年とあまり変わってはいないかと思うんですけども。預けるのに1時間どのくらいなのか。保育士が必要ですよ、3人従事されていると言われましたっけ。ちょっとその点を教えてください。

○市立病院事務長（高山京彦） 1回の利用料金、1時間ではなくて1回の利用料金につきましては、所得状況によって異なるんですけども、2,000円からゼロ、頂かない場合もございます。保育士につきましては3人で、常勤で担っているところでございます。

○14番（豊留榮子） 大体利用される方っていうのは、どのくらいを見込んでるんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 平成28年度から申しますと、平成28年度が205人、平成29年度で200人、平成30年度につきましてはちょっと多くなりまして309人、今年度につきましては2月現在で305人となっております。

○14番（豊留榮子） 分かりました。この時間は朝から何時までなんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 月曜日から金曜日までが午前8時から午後6時です。土曜日は午前8時から午後1時となりますが、最大1時間延長もできることとなります。

○14番（豊留榮子） 分かりました。もう一点、今国のほうが公立の病院を収益の悪いところは減らしていこう、削っていこうということで、枕崎の病院も挙がっているんですけども、その点について何か検討はされてるんですか、話し合いとか。

○市立病院事務長（高山京彦） 先ほど9番委員とのやり取りの中で、地域医療構想の実現を図る観点から、そういった先ほど病床機能の転換等のやり取りがあったんですけども、今考えてることは病床機能を転換することで、先ほどもありましたけども、一般病床20床のうち13床を残して、残り7床と療養は6床の部分で13床に合わせて回復期に持ってくると。あと29床につきましては、そのまま慢性期病床で残すということで今は考えてるところでございます。

○14番（豊留榮子） 国が指摘してきている中身っていうのは、何を言われてるわけですか。病院の経営に対してだと思ってしまうんですけども、特に枕崎に関しては一般の病院もほかから見ると数多くありますし、隣の南さつまの市立病院もでしたかね。ああいうところはもう1か所しかないんじゃないかなと思うぐらい病院が少なく感じるんですけども、国は何を根拠に枕崎を挙げてきたんでしょうか。まだ、そういう検討はされていないということでしょうか。

○市立病院事務長（高山京彦） 先般、国の地域医療構想に関するそのワーキンググループがあって、その具体的対応方針の再検証ということで、市立病院も含めて公立・公的病院がそういった再検証をしてくださいということで要請に至った経緯があります。

その領域が9領域、がんとか心筋梗塞等の心疾患とか脳卒中とかがあるんですけども、そういった外科的部分、手術の部分、救急医療については救急搬送の受入れ実績、小児医療につきましては入院機能があるかどうか、周産期につきましては分娩の実績があるか、災害医療については災害拠点病院であるか、僻地につきましては僻地拠点病院であるかといったもろもろの部分につきまして、実績があるかどうか分析されているところでございまして、市立病院においてはその項目で該当するものが救急医療の部分で若干あったんですけども、今後もそういった形でその役割を担っていけるかどうかということで、民間病院との兼ね合いもありますので、検討してくださいということでの国から再検証を求められたところでございます。

○4番（沖園強） 10ページをお願いします。市立病院は総看護師長っていないんですかね。

○市立病院事務長（高山京彦） 現在、総看護師長はおります。

○4番（沖園強） そうすると、総看護師長は4級になるんですけど、4級職がないんですが、それは年数が足りないの。長くたっていないところで判断すればいいんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 総看護師長につきましては、特定任期付の職員でございまして、別段で条例に基づいて給与は定められているところでございます。

○4番（沖園強） 特定任期付ですね。医療職1、1名のこれは管理者なんでしょうけど、院長でしょう。

○市立病院事務長（高山京彦） この中には、事業管理者の院長、総師長は省いております、この1名につきましては別な医師がおりますのでその部分です。

○4番（沖園強） 今回、医療職2で、31年1月1日現在からすると1名医療職2が少ないと。現在はどうなってるんですか。1月1日以降、ここは。

○市立病院事務長（高山京彦） ここにつきましては、今現在は変わりはありません。

○4番（沖園強） 4名。

○市立病院事務長（高山京彦） 4名でございます。

○4番（沖園強） そうすると、先ほどの専攻医、専門の研修を受ける専攻医を新たにというのは、この医療職2の何級あたりになるんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 医療職1の1級のところになります。

○4番（沖園強） 医療職1の1級になるの。

○市立病院事務長（高山京彦） そうでございます。

○4番（沖園強） そうすると、常勤医を2名から3名に増やすつったかな。

○市立病院事務長（高山京彦） はい、令和2年度はそういうことになります。

○4番（沖園強） それは医療職の2になるんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 専攻医についてですかね、そこにつきましては医療職1になります。

○4番（沖園強） そうすると、常勤医を2から3というのは、今の専攻医が1人増えて2から3になるということですか。

○市立病院事務長（高山京彦） この表につきましては、事業管理者の院長は入っておりませんので、今現在いらっしゃる医師が1名と、今度専攻医が来るので、令和2年度からは2名となります。

○4番（沖園強） 了解。それと7ページの特殊勤務手当と宿日直手当が大幅に増額されてるんですけど、この影響は何から来たのか教えてください。

○市立病院事務長（高山京彦） 特殊勤務手当につきましては、今度専攻医の受入れで医師手当が増額となっております。これにつきましては288万円ほどの増と予算上ではなっております。また、宿日直手当につきましても、専攻医の受入れによる宿日直手当の増となります。

○委員長（清水和弘） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（清水和弘） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（清水和弘） 挙手多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため10分間休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時57分 再開

## △議案第12号 令和2年度枕崎市水道事業会計予算

○委員長（清水和弘） 再開いたします。

次に、議案第12号令和2年度枕崎市水道事業会計予算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長（松田誠） 議案第12号令和2年度枕崎市水道事業会計予算について御説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

第2条業務の予定量については、給水戸数を1万0,300戸、年間総給水量を268万立方メートル、1日平均給水量を7,342立方メートルと予定しており、前年度当初予算予定量と比較しますと、給水戸数で100戸、率にしまして1.0%の減、年間総給水量で6万立方メートル、率にしまして2.2%の減、1日平均給水量で165立方メートルの減となりました。

主要な建設改良事業は、片平山配水池更新事業として2億8,616万5,000円、老朽管更新事業として5,759万6,000円、施設更新事業として2,380万7,000円、拡張事業として3,278万円を予定しています。

主な工事としては、片平山配水池更新事業に伴う本体築造ほか4工区、岩崎木場線ほか7線の老朽配水管改良工事、集中監視制御システム通信設備改修等の施設更新工事及び拡張事業として別府地区への連絡管新設工事等を予定しています。

次に、収益的収入及び支出の予定額について御説明します。

令和2年度は、水道事業収益を4億5,067万2,000円、水道事業費用を3億9,976万4,000円とし、差引き5,090万8,000円で、税抜き後の純利益1,220万3,000円を予定しており、前年度当初予算と比較しますと、253万5,000円の増となります。

内訳としまして、水道事業収益のうち、営業収益が22万3,000円、0.1%の減、営業外収益が189万5,000円、8.6%の増となり、水道事業費用のうち、営業費用が875万3,000円、2.3%の減、営業外費用が1,594万5,000円、31.7%の減となります。

次に、資本的収入及び支出の予定額について御説明します。

予算書2ページをお開きください。

令和2年度は、資本的収入を2億2,954万4,000円、資本的支出を5億5,040万7,000円とし、差引き3億2,086万3,000円の不足額については、第4条括弧書きに示してありますように、過年度分損益勘定留保資金169万円、当年度分損益勘定留保資金1億3,949万9,000円、建設改良積立金1億5,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,967万4,000円で補填しようとするものです。

また、資本的収入の負担金1,454万4,000円につきましては、市からの消火栓設置負担金2基分及び建設課道路工事に伴う移設補償金であります。

なお、資本的収入の出資金6,500万円につきましては、片平山配水池更新に伴う地方公営企業繰出基準に基づく一般会計からの出資金です。

以上、概略説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

なお、配付いたしました資料1は、水道事業収支計画表、収益収支計画表、資本収支計画表、事業実施計画位置図です。

資料2は、片平山配水池更新事業の概要及び完成イメージですので、お目通し方お願いします。

○委員長（清水和弘） ただいま説明がありましたので、議員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては確認のための反問を許可いたします。

審査をお願いいたします。

○11番（永野慶一郎） まず、今説明がありましたけども、給水戸数が前年比で100戸ぐらい減、給水量が6万立方メートル減なんですけども、なぜ事業収益が昨年度より増額になっているのか。戸数も減って給水量も減ってるのに何でなんですか。

○水道課長（松田誠） 給水収益自体は、令和元年度と比較しますと、27万3,000ぐらいの減、少額の減になってますけども、この消費税抜きの計算でいきますと、令和元年度と令和2年度の予算でいきますと380万ぐらいの減となります。消費税の関係で8%が10%絡みで、あまりその影響が出てないように見えますけども、消費税抜きでは380万ぐらいの減となっています。

○11番（永野慶一郎） 元年度は消費税が、消費税が違ってきているちゆうことですかね、10%と。

○4番（沖園強） まず、何でこんな前年度より給水量等が減って、収益見込みが2,600万ほど上がるのかなと思っていろいろ見てみたんですけど、非常に会計年度任用職員の関係とか、委託費とか、そういった部分で努力されているのかなと、事業見直しをしたといえいいのかな、高く評価したいと思います。

そこで、営業費用で金山浄水場管理の部分と手当まで含めれば、あまりさほどないのかなと思うんですけど、その部分の説明と影響額が費用に対して減額になった影響額をずっと見てみたんですが、浄水場の水質検査委託料、これが大幅に減っているその要因、それと配水給水費の部分では若干は増えているその要因、総係費の委託料、検針委託、これ回数2か月一遍にしたのかなっち思ってるんですけど、検針委託ほか、どれが大幅に減少してる、見直してると、その原因。

そして、31ページで減価償却は留保財源ですから、そこは置いときましょう。31ページで、営業外費用で企業債利息が大分減ってきたなという部分の説明、それともう1点、予備費、消費税及び地方消費税が、次年度は計上されていなくて予備費が計上されているんですけど、その関係、以上お示しいただきたいと思います。

○水道課長（松田誠） 質問が多くてまとめきれないんですけど、まず収益が増えたことについて説明いたします。

供給単価自体は0.39円高くなっております。この供給単価0.39円の増については、工場等の高額使用者が増えたということです。供給単価は0.39円高くなっていますが、その分有収水量見込みが3万トンぐらい減り、その分営業収益が減額となっており、営業、給水量見込み量ほどは減額になっていないんですけども、収益的支出については、今4番委員からもありましたように、職員1名の減と臨時職員分を会計年度任用職員で賄うことで人件費等が減となっております。

営業費用につきましては、875万程度の減となりまして純利益が増えてるという形になります。

水質料金については、水質試験の金額について基準の見直しがありまして、積算した結果、こういう形になったということです。

○4番（沖園強） 今、私が一遍に聞いたから、ちょっと説明しづらい部分もあるんですけど、水質検査委託費は。

○水道課主幹兼施設係長（上園秀人） 水質検査の委託料につきましては、積算設計部掛の労務賃金は、以前は測量作業日額ということで測量の賃金をベースとしていたんですけども、これを建築保全業務員ということで、日本水道協会の積算基準が変わったということになります。その形で大幅に変更したということになります。

○4番（沖園強） 測量作業員の単価、建築何て言ったかな。

○水道課主幹兼施設係長（上園秀人） 建築保全業務員です。

○4番（沖園強） 単価は幾らで幾らになったんですか。

○水道課主幹兼施設係長（上園秀人） 資料を持ってきておりませんのでお答えできない。

（「下がったことは、下がったちゆうわけですね」と言う者あり）約半分以下には下がっていると思います。

○4番（沖園強） その影響額ということですね。検針委託の部分はどうなんですか。

○水道課主幹兼管理係長（天達俊郎） 総係費の委託料については、料金システムの改修を令和元年度に行っていたのが減になりました。また、財務会計システムをリースからクラウド方式へ移行した関係でその分の減がありました。料金システムが130万円程度、財務会計システムのシステム変更が240万円程度減になります。

○4番（沖園強） 減価償却と企業費はいいです。その消費税の関係は、予備費との関係はどうなんですか。

○水道課主幹兼管理係長（天達俊郎） 資本的支出の中の工事請負費、片平山の更新工事が大幅に増額した関係で、仮払い消費税が借受け消費税を上回って還付を受けることになりましたので、消費税の支出はゼロになって収入の消費税還付金を753万円計上しました。

○4番（沖園強） その仮払いと仮受けの関係で、歳出入には計上せんでもいいんですか、仮受けのほうが増えたから計上しなかったちゅうわけでしょう。それでは我々では見えないですがね。仮払いがどひこで、仮受けがどひこだというのが分からんわけでしょう。予算書の体をなしてないちゅう感じになってるがね。仮払いと仮受けの関係で支出がないから計上しなかったちゅうわけでしょう。（「はい」と言う者あり）それじゃ、ちょっと説明にはならんかもね。

○水道課参事（永江隆） 消費税の歳入歳出の際には、申告時期に内部のほうで消費税の仮受け——実際に仮受けとって、実際に経理はしないわけです。仮受け、本当の仮受けです。仮払い、本当の仮払い、消費税を業者に支払った部分、そこを精算して最終的に申告すると、支出の場合は、そのときに経理処理をして消費税のこの予算費目から支出をする。

仮受けの場合は、申告をしてお金が入ってくると。そして、それは歳入のこの費目ですよという形になるので、払った分、それから受けた分というような経理処理はしません。

○4番（沖園強） 財務会計上は、それで問題がないちゅうことですか、最終的に。

○水道課参事（永江隆） 財務会計上というか、精算をした上で会計処理も行うので、何ら問題ないと考えております。

○5番（禰占通男） ここに資料をもらってるんだけど、片平山配水の。これは第2配水池を今回やり、地上に持ってきてやり替えるっちことですか。

○水道課長（松田誠） 今の計画では、一番古い第1配水池が79年経過、第2配水池が56年経過したのでこれを廃止しまして、その上に新しく配水池を築造すると。新配水池が全体で2基あるんですけども、これで全体を賄う計画でありますので、最終的に3号、4号の配水池も廃止する考えです。

○5番（禰占通男） そうすると、これになると貯水池の漏水が相当あると思うんだけど、これはその後解消されるちゅうことですか。

○水道課長（松田誠） 新年度から行う配水池の築造工事に伴いまして、1号配水池等の点検等を行いました。今、5番委員が言うように、漏水が多少ありまして、そういう漏水箇所もなくなることになります。

○5番（禰占通男） そうなると、取水に対して歩留りが相当よくなると思うんだけど、どのぐらいの、金額でもいいけど利益になりますかね。

○水道課長（松田誠） 給水率の問題ですけども、この給水率の算定の仕方というのが、一般的には配水池から出た水と使った水との差が有収率になりますので、片平山配水池に関わる漏水というのは、先ほど答弁したように多少あるんですけども、そんなに影響になるような漏水ではありません。

この給水、有収率に関わる分については、水道管の漏水が主なものですので、この配水池からの漏水はそんなに影響はないと考えてます。

○5番（禰占通男） あと一つ、29ページなんですけど、ここに動力費で載ってるんですけど、



この中の電力というか、電力使用料っていうのはこの額全部ですか。

○水道課長（松田誠） 動力費については、いわゆる電灯照明に関わる分を除いた分の動力費についてはこれが全てです。（「照明とかそっちを除いた分は、合計すると電力使用料ちゅうのはどうなるんですか」と言う者あり）例えば、原水浄水費の光熱水費、ここに入ってきますけども……（「光熱水費を探すけどなかったもんだから」と言う者あり）原水及び浄水費の光熱水費の13万8,000円、ここに電灯料が入ってきます。配水及び給水費の光熱水費の39万6,000円と先ほどの動力費3,179万8,000円となります。

これが、いわゆる電気料ですね、照明等の電気料についてはもう微々たるものですので、私たちがつかんでる水道事業に関わる電力代というのは、この動力費を指していると考えてます。

○5番（禰占通男） 簡単に言えば、新電力ということで、一番電気代を使うところは下水道、水道だと思うんだけど、前も議会で本市に関係ある電気代が幾らかち言ったけど、それは計算してないちゅうことだったんだけど、だから一番そっから利益が生まれるか生まれないかのことで、実際うちで電力会社をつくって最初もうかるのはやっぱり、もうけてもらわんといかんところは水道、病院はちゃんと980万で載ってたんですけど、先ほど審査も終わったけど、やはりあと学校とか、今クーラーもつけた、学校も相当上がってきてるんだけど。

○水道課長（松田誠） 水道の動力費が3,200万程度、下水道も大体同程度なんですけども、高圧で電力を供給してますので、委員会の中でも新電力の中で、高圧についての取扱いがまだはっきりしていませんし、新電力がどういうふうに動くのか分かりませんが、高圧電力に対して使用できるような新電力会社になれば、その辺もメリットが出てくるのかなと考えております。

○5番（禰占通男） 地方創生も審査の内容にいろいろちゅうことで、今回の審査はだったんだけど、前も日置、いちき串木野の話が出たんだけど、延岡も100%、延岡市の出資で新電力会社が今できてますよ。

4月からなるのか、去年からなのか知らんけど、やはりそれで自分のところの市長も言うように、地産地消しましようちゅうことなんだけど、それがどんだけ下げられるかちゅうことですよ、だから下水道のときでも言おうかと思ったんだけど、今こうして見るといろんな土地が余ってきますよ。

設備が統合されて、これもいいことなんだけど、そこに前も下水道にも言ったんだけど、芝生のところに太陽光をして、それを使ったらどうかち言ったけど、それは計画にないって却下されたんだけど、今後、新電力ちゅうことで考えると、やっぱり片平山もその下に貯水池がなくなると、そこはもう自由に使ってよくなると思うんですね。

ただ、あそこを公園としてもウォーキングコースなんかも周りがあるし、その景観を考えたらいかなんかちゅうこともあるんだろうけど、そうやってあとは予定は今度のバイオマスと市内の太陽光を両方してっちことなんだけど、この足りない分は日本全国の電力卸しのそれで調達すると思うんだけど、やはりそうした計画は今後話し合っていくと思うんだけど、一番大きい3,200万、3,000万、6,000万、病院入れて7,000万ですよ。小学校、1億超えますよね、サン・フレッシュ、いろいろあるから、そういったことで一番電力の多いところを、今後設備もよくなると使用量も減ってくると思うんですね、やっぱり性能がよくなるからそういった感じで今後取り組むと思うんだけど、その太陽光ちゅうのはどうなんですか。

○水道課長（松田誠） 新電力会社については、先ほど答弁したとおり、高圧電力の観点がありますし、この先、新電力会社がどう転んでいくのか分からない状態ですので、答弁は差し控えますけれども、片平山配水地の3号、4号を廃止した後の計画については、都市公園に隣接してますので、この水道事業用地自体を一般のほうに戻して公園化するのか、その辺を今探ってる状態でございます。

5番委員が言われるように、3号、4号用地にソーラーを置いたとき、新配水地にしても景観

を考慮して一番北側に設置しております。そしてまた、今度は3号、4号は木原方面とか岩戸方面から見えますので、5番委員が言われるように、ソーラーシステムを設置した場合にいかがなものかなと考えているものですから、まずは公園管理についてどういうことができるのか、その辺を建設課とも協議は行っているところでございます。

○5番（禰占通男） あと一つ、その地下施設ちゅうのは、もし使わなくなったら解体撤去するのか、地下施設をそのまま残すのかって、そこはどうなんですか。

○水道課長（松田誠） 当然、1号、2号用地については、新配水池ができますので、撤去して、基礎として使える分というか、残してもいい部分は残しますけども、3号、4号については基本的に底盤は壊して、あと埋め戻して、側壁で邪魔になるところは取り壊していくことになると思います。

○9番（立石幸徳） 今、片平山が出ていますので、その部分からですね、結局、資料にも出てるように現在能力が4,600立方ですよ、これが新しい配水池で3,000になると1,600減るわけですね、その容量が減るっていうことは何も支障はないんですか。

○水道課主幹兼施設係長（上園秀人） 今回、3,000トンに減らしております、予備容量を374トンで見えていますけれども、木場配水池が全く同じ59メートル、ハイウォーターラインですので、そこと一緒に活用する、相互利用するという観点からしますと、余裕水量2,048トンになりまして、余裕率34%となりますので問題ないと考えております。

○水道課長（松田誠） この取水容量については、基準に基づいて今算定しております。

その中で、余裕水量というのは10%と決まっていますので、この3,000トンになったわけですが、今施設係長からありましたように、今回、地下タンクを地上型に変えて木場配水池との連絡管というか、連携を取れるような配水池構想となっております。

○9番（立石幸徳） 以前、それぞれこれは水道ビジョンから出ているんでしょうけど、災害に強い水道施設の構築ということで、片平山配水系のブロック給水の環境整備及び今出ている木場配水池の片平山配水池の水位を同一にするという形で以前もビジョンを立てていますよね。

そうすると、私なんか素人だから、水位が一緒になればどういふふうな効果というか、その辺が出てくるんですかね。

○水道課主幹兼施設係長（上園秀人） 現在、片平山配水池の標高は49メートルですけども、これに対して木場配水池は59メートルで水位差が10メートルあります。連絡管はありますけれども、それを開ければ当然低い配水池側に水がオーバーフローしてしまうこともあります。

そういった観点から、今回59メートルで一緒の高さにして非常時には一緒に使うと、そのことによって水道施設全体がダウンサイジングできると考えているところです。

○9番（立石幸徳） それで予想イメージも出てて凶面もあるんですけど、この新しい配水池を造るに当たって住民への支障ちゅうか、工事期間中の支障はないと、これは住民にいろいろ影響のあることですから、それはどういふふうになるのか確認させていただきたいんですけどね。

○水道課長（松田誠） まず、工事中の交通についてですけども、搬入搬出に関わる分ですけども、現在の既設道路としましては、大願寺上の市道を通って片平山児童センターのほうに回っていくと。これが一般的な通路ですけども、ここには児童センターとかありますので、その市道を通らずに南浜館の宮前のほうから入り込んで、仮設道路を片平山公園地の東側といいますか、外野側に設けまして、それから搬入搬出の仮設道路を設けると。

これによって、東本町側の市道等は使用しないで児童生徒たちの交通安全に対して対策を行うこととなります。

また、周辺の周知に関しましては、今の児童センターなり富士保育園なり、その辺のところについては随時こういう計画がありますと周知しております、最終的には広報とか、お知らせ版等でお知らせしたいと考えています。

○9番（立石幸徳） 別件に入りたいんですが、今度出された水道事業の収支計画ですね、ちょうど昨年の決算時にやはり収支計画を頂いているんですけど、この令和2年度の昨年は見込み、今度も見込みになるわけですが、減価償却費、それから資産減耗費っていうんですか、この部分が昨年9月のものとする3,000万ぐらい今度減ってるんですかね、3,100万ぐらい。これはどういう事情になってるんですか。

○水道課長（松田誠） これは資産減耗費の部分が大きくて、片平山配水地について去年9月に出した経営戦略においては毎年度減耗していくと。除却した部分を減耗していく計算でしたけども、工事自体が新設されるのが2年後になりますので、この分が令和4年度に1億7,900万程度見えていますけども、ここに全部移行したということになります。

○9番（立石幸徳） 確認ですけど、そうすると9月時点の試算でも1億7,800万のこれが今度の新しいというか、計画では令和4年度のほうにこれが移ってきたと、こういうふうな確認でいいんですね。（「はい」と言う者あり）はい、分かりました。

○4番（沖園強） 収支計画表なんですけど、水道事業収益費用について、実際、当初ベースと若干かけ離れてきているというような状況なんですけど、よい方面にかけ離れているんですけど、その収支事業計画そのものは何年ごとに見直すんですか。

何を言わんとするかちゅうと、さっき言った水道事業経営戦略で、将来の事業環境ちゅうことで将来人口の予測、令和5年度1万7,900になってるんですよ、令和5年度が。この計画とかけ離れた給水人口になっていると、1万0,400しかない。コンピューターか何かではじき出すの。事業環境で給水人口の予測ということで、平成30年度が1万8,365、給水人口が。この給水人口ちゅうのは、この計画どおりに予測どおりにいってるんですか。

○水道課長（松田誠） 今、どの資料で。水道ビジョンでしょうか。（「経営戦略で見えています」と言う者あり）この経営戦略の人口推移については、水道ビジョンを基礎に算出しております。この水道ビジョンの算出というのが、人口ビジョンから出てきてますので、ちょっと差異が出てきていると。

ただ、この経営戦略及び今回提出しました事業収支計画表については、人口の動態を参考にした給水収益ではなくて、実際の10年間の供給単価とか、そういうのを考慮して出してますので、給水人口の予測とかけ離れてきてるんですけども、この給水収益については人口とは関係なく算出してるということになります。

○4番（沖園強） そうすると、当初予算で好転しているような形になってるわけですよ、水道事業収益を見ても。費用のほうはちょっと計画より多目になっていると。令和2年度の計画と当初予算ベースで見ると、そういう状況になってるんですよ。

○水道課長（松田誠） 令和2年度の見込みですけれども、これにつきまして、先ほど9番委員からも指摘がありました減価償却費、資産減耗費、これが大幅に減っていることから、経営戦略とは変わってきているということになります。

その資産減耗費について、令和2年度、令和3年度に見込んでいたやつを全て令和4年度にずらしたということで、令和2年度の見込み支出が減っていることになります。

○4番（沖園強） 反対になってるち私言ってるんだよ。計画より反対に増えてると、費用は。資産減耗費等があったから増えてきたっていう説明なんだけど、計画自体がどうなっているのか、いつ見直すのかということを知りたいんです。

○水道課長（松田誠） 水道事業収支計画表については、毎年度決算時に見直しをやるかと考えております。

○4番（沖園強） 見直しをやることによって当初予算に反映されてないから、今聞いているような状況なんですよ。

例えば、事業費用は令和2年度は3億7,200万でしょう、計画は。すると当初予算は3億

9,900万と、そういうふうになっているが、どういった見通しを立てているんですかちことです。

○水道課長（松田誠） 令和2年度の当初予算と昨年成立しました経営戦略の3のことでよろしいでしょうか。

○4番（沖園強） 収支計画と当初予算と比較して今お聞きしているところです。2年度の当初予算と2年度の収支計画と比較してそういうふうになっていますがということです。

○水道課長（松田誠） 経営戦略で令和2年度見込みの支出、これが3億9,790万程度見てますけども、これが今回のやつでは3億……。

○4番（沖園強） あくまでも当初予算と収支計画表で比較してるから、ちょっとかみ合っていないと、経営戦略は別にして。

○水道課長（松田誠） 当初予算と今のこの見込みというか、これの違いということではよろしいでしょうか。（「そうですね、はい」と言う者あり）この収支計画表自体が税抜きで出しておりますので、当然、当初予算書と合わないということになります。

○4番（沖園強） 先ほど、工場等の利用が増えて供給単価そのものが0.39円ほど増えたような形になっていると、収益ではな。そうすると、その消費税の影響額は幾らなの。10%見れば分かるんでしょうけど、8%から10%に変わったことで幾ら伸びたんですか。2%分は幾らになるの、影響額は。

○水道課長（松田誠） 税抜きで幾ら伸びたかという話でしょうか。

○4番（沖園強） 仮受け、仮払いのところでも、ちょっとじっくりいかなかったもんですから、その消費税分で仮受けは仮受けですよ、当然、水道料金にもかかっていますよね。その水道料金の部分で2%分の影響は幾らかちお聞きしてるの。

結局、我々がちょっと判然としないところは、計画表では税抜きでしょう、そうすると予算、決算は税抜きでやってるんですか。

○水道課長（松田誠） 決算書自体は税込みでやりますけども、収支計画自体は税抜きでやります。

○4番（沖園強） その辺がちょっと予算審査で判然としないもんだから、計上したほうがいいんじゃないですかちことなんですよ。

○水道課長（松田誠） 収支計画表の中も税込みということですか。

○4番（沖園強） 予算では税込み、決算では税抜き、どっち。

○水道課長（松田誠） 決算書自体は税込み、決算書自体ですね。ただ、貸借対照表とか、この収支計画表自体は税抜きでしないと対比できないものですから税抜きという形になっています。

○4番（沖園強） ですから、その消費税の影響額が幾らなの。

○水道課主幹兼管理係長（天達俊郎） 給水収益の消費税ですけれども、31年度が3,500万円です。令和2年度予算では3,800万で計上しています。

○4番（沖園強） その辺が見えづらいところがあるもんですから、会計上は支障はない、収支計画では税抜き、その辺がちょっとこうずれてきているもんだから分かりづらいんですよ。我々素人ですから。

○水道課参事（永江隆） 予算書、決算書に表すのは、あくまでも官庁会計にのっとって総額ベースでお示しをしないといけないと。ただ、企業としてどういう予算、あるいはどういう決算だったのかは、あくまでも税抜きで損益計算書を作成し、貸借対照表を作成していくと。

先ほど言われた仮払い、仮受けにつきましても、資金として預かる分、プールする分はもちろん仮受け消費税、仮払い消費税ということで経理はしていくんですけれども、予算的に、最終的に3条の予算で支出する分、あるいは受ける分、そういった部分についての予算費目としては、あくまでも一本化の地方消費税という、受け入れる場合は地方消費税還付金という費目、あるいは支出するときは地方消費税及びその支出分ということで、3条の勘定費目に立てて最終的に申

告をするときにそれで支出をするということでございます。

○4番（沖園強） 我々民間企業といえいいか、事業者にとっても税込みの収入を計上して、また税込みの支出で確定申告していくということですよ。その辺ははっきり分かってくるものですから、最終的に仕入れた部分には消費税を払いますよね、消費税込みで。

そして、売るときも消費税込みで売りますよね。その辺ははっきり見えてるものだから。

○水道課参事（永江隆） 例えば、水道の場合の売上げといいますと給水収益になります。給水収益を受けたときに、一旦消費税の部分は仮受け消費税というプール先があるわけですよ、一応、毎月毎月例月監査で見ていくときに、仮受け消費税のところにその勘定費目にプールされるので、それは決して3条の予算で支出する、収入で受けたわけではなく、あくまでもプール先と考えていただいて、そして最終的に決算整理のときに仮受け消費税の部分と仮払い消費税の部分を精算して、その3条費目の中で支出あるいは受入れ還付というような経理の仕方になります。

○4番（沖園強） 我々の場合にも、最終的には会計士がそういった処理をしてると思うんですよ。それでいいんでしょうけど、そうすると仮払いと仮受けの関係で、3月補正の時点で仮受けが幾らあって仮払いが幾らあったんですか。

○水道課主幹兼管理係長（天達俊郎） 3条予算につきましては、収入分に係る仮受け消費税が3,612万円、支出については802万円、貯蔵品の仕入れに係る仮払い消費税が155万円、4条予算に係る収入は、仮受け消費税はゼロ、支出の分が1,332万円。

これらを差し引きしますと、1,323万円が不足する消費税ということで、最終的に精算する消費税額はこの1,323万ということになります。

○4番（沖園強） それは4条予算の部分が大きいから支払うことになるわけですよ。2条分では仮受けが3,600万、仮払いが800万、貯蔵品が150万見込んでると。そうすると、差し引き幾らになるの。

○水道課長（松田誠） 確認ですけども、31年度見込みの話ですよ。

○4番（沖園強） 見込みでいいですよ。決算のときでもいいんですけど、その辺の、例えば消費税の場合、製造業は製造業、販売業は販売業で違うんじゃないですか、率が、消費税。

そして、水道事業の場合は製造業になるんじゃないですか。どっちになるの。

○水道課長（松田誠） 申し訳ありませんが、そこは勉強不足で、そこが変わるという認識がないところです。

○4番（沖園強） 私もあんまり詳しくないんだけど、以前そういったことを伺ったことがあるものから、もう長い前の話で。また、その辺がお示しできたら教えていただけたら。

○14番（豊留榮子） 5ページなんですけれども、水道料金に関してです。

1万0,300戸ということで、前年度と比べて100戸の減ということなんですけれども、その中身を移転された方とか、亡くなられた方とか、分かたら教えてください。

○水道課長（松田誠） 給水戸数の算定の仕方なんですけれども、これが4月から11月までの平均戸数に、過去10か年の平均増減率を乗じて予測した本年度の戸数に同率を乗じて、次年度の予測戸数としております。

過去10か年の給水戸数増減率が99.53%になっておりまして、年間100戸程度の減少として予測してるんですけども、これが引っ越しによるものなのか、市外に転出とか、あるいは市内の中でも上下水道区域外に転居なのか、その辺については把握できません。

○14番（豊留榮子） 失礼しました。これからのことですね。そうした中で、水道料金の値上げっていうのは考えてますか。

○水道課長（松田誠） 料金改正の時期についてですが、収益的収支に係る損益額というのが今お示している資料では、令和8年度まで利益を計上しているその一方で、資金的収支では施設の更新などにより、事業費による資金残高は減少していきます。

その中で、水道事業としましては3億5,000万円を最低資金と考えておりますので、そうした場合に、現水道事業の収支計画では最低資金を下回ると予測している令和6年度が改定時期となる見込みです。

それまで人件費とか、給水戸数の制限化、可能な限り料金改定は先送りしたいと考えておりますけれども、今お示ししました事業収支計画との整合性を取るとなれば、令和6年度あたりが料金改定の時期になろうかと思えます。

○委員長（清水和弘） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（清水和弘） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（清水和弘） 賛成多数であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時6分 再開

### △議案第13号 令和2年度枕崎市公共下水道事業会計予算

○委員長（清水和弘） 再開いたします。

次に、議案第13号令和2年度枕崎市公共下水道事業会計予算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長（松田誠） 議案第13号令和2年度枕崎市公共下水道事業会計予算について御説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

第2条業務の予定量については、排水戸数を5,950戸、年間総処理水量を160万立方メートル、1日平均処理水量を4,380立方メートルと予定しており、前年度当初予算予定量と比較しますと、排水戸数で55戸、率にしまして0.9%の増、年間総処理水量で1万立方メートル、率にしまして0.6%の減、1日平均処理水量で30立方メートルの減となりました。

主要な建設改良事業は、管路建設改良事業として1,065万円、処理場建設改良事業としまして8,600万円を予定しています。

主な内容は、終末処理場の汚泥量・臭気濃度軽減に向けた各処理設備の基本調査、汚泥棟の臭気軽減及び老朽施設の更新に伴う汚泥脱水設備並びに汚泥濃縮設備の詳細設計を予定しています。

次に、令和2年度から開始する公営企業法全部を適用した収益的予算及び資本的予算について御説明します。

収益的予算では、下水道事業収益を7億6,387万7,000円、下水道事業費用を7億3,039万4,000円とし、差引き3,348万3,000円で、税抜き後の純利益として2,771万7,000円を予定しておりますが、当年度利益剰余金予定額のうち2,091万円を処分し、資本的予算の補填財源とするため、実質の純利益は680万7,000円となります。

下水道事業収益のうち、営業外収益は、地方公営企業繰出基準に基づく基準内繰入となる他会

計負担金 2 億 5,726 万 6,000 円、基準外繰入れとなる他会計補助金 7,500 万円及び長期前受金戻入 1 億 5,779 万 1,000 円などです。

また、特別利益として令和元年度の消費税及び地方消費税還付金 300 万円を予定しています。

下水道事業費用のうち、営業費用として維持管理費のほか、減価償却費 3 億 4,531 万 1,000 円、営業外費用の主なものは企業債利息 4,524 万 3,000 円、特別損失として令和元年度期間相当分の賞与など 429 万円を計上しています。

次に、資本的収入及び支出の予定額について御説明します。

予算書 2 ページをお開きください。

資本的予算では、資本的収入を 1 億 5,185 万円、資本的支出を 3 億 7,921 万 4,000 円とし、差引き 2 億 2,736 万 4,000 円の不足額については、第 4 条括弧書きに示してありますように、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 390 万 9,000 円、引継金 1,550 万円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 8,704 万 5,000 円、当年度利益剰余金処分額 2,091 万円を補填しようとするものです。なお、資本的収入の負担金等は、受益者負担金及び区域外協力金です。

以上、概略説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（清水和弘） 審査をお願いいたします。

○12番（東君子） 鹿銀があって、百均がある場所は分かりますか。私、10年前に引っ越してきたんですけど、そのときから臭いが変わってなくてすごく臭いなど。先日も友人たちとですね、川辺、加世田の友人たちと百均辺りで待ち合わせしようということで、そしたら川辺の人が、どこにあるけみたいな感じだったんですよ。そしたら加世田の人が、いやめちゃくちゃ臭いからすぐ分かるよって言ったんですよ。あの辺に不動産を持ってらっしゃる方なんかもいて、すごくやっぱり臭いがかかると、買おうとされてる方ですね、あの臭いに気づいてしまったら売れないんじゃないか、そういう声まで聞くんですが、あそこの辺りが臭いってというのは認識されてますか。

○水道課長（松田誠） 今回の陳情でも、公共下水道終末処理場周辺の悪臭解消ということで出てます。それに産業厚生委員会でも答弁したところでもございますけれども、これまで定例議会や所管事務調査でも、臭気の拡散があるというのは認識しているところでございます。

それに基づきまして、今後の臭気対策としまして産業厚生委員会でも答弁したんですが、汚泥量、臭気濃度の軽減に向けた適正な処理過程の調査を令和 2 年度に委託します。この業務委託で汚泥量、臭気濃度の軽減が期待できる消化設備があるんですが、消化設備の設置に関する検討並びに場内臭気発生源となっている箇所、これらの臭気分析を行いまして、適正な脱臭設備の再検討を行うということで、令和 2 年度に予算計上しているところでございます。

また、臭気が一番強く感じられる汚泥処理棟の中で、臭気拡散の原因となっています加圧浮上濃縮機及び加圧脱水機を部屋脱臭から機器脱臭にして、臭気漏れを防ぐための詳細設計と汚泥処理棟の活性炭入替え、これは 760 万円程度かかるんですけど、これについても令和 2 年度に予定しているところでございます。

○12番（東君子） ということは、前向きに検討していくってことですね。やはりまち全体のイメージにもつながりますし、ほかの地域からですね、そういうふうには臭いってような言葉が出たもので、これはまずいなっていうふうに思ったところでした。前向きによろしく願いいたします。

○11番（永野慶一郎） すいません、ちょっと予算と離れてなんですけど、今そういう話があったもんですから、私の勤め先が本当に近くにございまして、臭いも同じ臭いじゃないんですよ。何か違った臭いのあるときもあるし、決まって同じ臭いだけだったら処理場のかなと思うんですけど、違った臭いがあることもあるのでどうなんですかね。調べようがないと思うんですけども、ほかのところの何かいろんなものが風に乗ってきたりとかっていうのはないんですか。もう処理

場だけが全てなんですかね、分からないとは思いますが。

○水道課長（松田誠） 臭いというのは複合臭でありまして、下水道、加工場、残滓処理場、いろんな臭いがありまして、その中でどこの事業場の臭いというのは確定できていないので、今回下水道処理場については臭気の拡散があるということで、下水道事業という事業所としてこのような対策を打っていこうということになります。

○9番（立石幸徳） 下水道事業が今度初めて企業会計ということですね、まずその部分から整理をしたいんですが、私12月議会、去年の、この条例改正等が出ましたので、そのときに第1期といいたいでしょうか、この公営企業の開始のバランスシートどうなるんでしょうかということで質疑をして、そのときがですね、ちょっと会議録を引っ張り出して資産が64億5,900万と答弁をいただいております。

今回、資産が66億1,400万、約1億5,000万ちょっと増えてるんですよ。負債が63億1,100万っていう12月の答弁だったのが今度64億8,000万、これ1億7,000万ぐらい増えています。一番肝心の資本の部分ですね、12月で1億4,800万ということで、あくまでも見込みということだったんですが、今回正式に1億3,000万ぐらいで出てきているんですけど、このちょっとの違い、それぞれの。どういう事情があったのか、ちょっと説明いただきたいと思います。

○水道課参事（永江隆） まず、12月議会のときに御説明申し上げたのは、ある程度まずコンサルに固定資産の積算調査をお願いしてありますけれども、まだ概算でやってた部分で、あとは我々のほうで試算をしながら、開始貸借対照表を試算した数値だったんですけども、またその後精査をするに当たって、例えばその受贈財産で一般会計から受贈してる部分の資産の漏れがあったとか、そういった部分が後で発覚いたしまして、その分試算が増えて、そしてまたその受贈財産の場合は、そのまま長期前受金という繰延収益の負債に計上されますから、若干その分が上がったという形になります。

○9番（立石幸徳） 当然、期間的なずれもありますのでね、違っているからどうってことじゃないんですけど、一応確認だけしまして、先ほどこの収益的収入及び支出の関係で、まず特別利益がですね、消費税の関係で300万と出してるんですね。これはもう私も以前からいろいろ何回も聞いて、企業会計にすると消費税が非常に有利になる部分があると、一つの特典、この300万の積算根拠といいたいでしょうか、なぜ300万になってるんですかね。

○水道課参事（永江隆） まず、この300万は企業会計に移行したので、有利な部分で還付になったのとは違うんですね。令和元年度いわゆる今年度の消費税は9月に申告いたしました。

官庁会計というのは、あくまでも現金主義でございますので、30年度の事業結果についての消費税の精算を31年度の予算に計上して支出するものでございます。令和2年度予算の消費税は若干還付になるんですけども、100万ほど。それは発生主義でございますから、令和2年度予算の中で計上して、そして未払金という形で決算を締めて、また令和3年度の申告のときに消費税を納めると。じゃあ令和元年度の消費税はどうなるのかということで、まだ予算に計上してございませんので、あくまでも前年度の消費税として令和2年度は特別な形になるんですけど、特別利益あるいは特別損失で計上するということになります。特別利益になった理由については、係長が説明いたします。

○水道課主幹兼下水管理係長（今給黎仁） 令和元年度の消費税については、まず前年分の繰越分が1億3,300万ほどありますので、そういう事業についての仮払い消費税が発生する関係があります。

その金額も踏まえて、計算上では4,600万ほどの仮払い消費税が発生し、それに対して下水道使用料が大体2,000万程度あります。国庫補助金等については、特定収入という形で、これは使用料と同じように消費税も含めた金額で行ってるという考え方になりますので、それが大体2,000万を超えるぐらいの数字になっております。



この4,600万から仮受け消費税の1,900万、特定収入の2,000万を引いた数字が、大体500万から600万ぐらいの数字が出るんですけど、ただ実際こうやって翌年度に繰越しするような事業があったりとか、不明確な部分もありますので、その辺については若干差引きをして今回300万という数字を算出したところですよ。

○9番（立石幸徳） それからも一つ、この今度は事業費用の特別損失ですね、これは説明によると令和元年度期間相当分賞与、これは間違っていたら教えていただきたいんですけど、出納閉鎖の3月5月のずれの関係がこういう状況になるんですか。

○水道課参事（永江隆） これは水道事業も一緒なんですけれど、公営企業会計になりますと、期間損益で、発生主義で計算しないといけない。ですから、例えば令和2年度の賞与は、実際には令和2年4月から3月までの期間分の賞与ですけれども、令和2年6月に支給するのは、企業会計の1年目として令和元年12月から令和2年5月までの賞与を支給することになります。

令和元年12月から3月までの分は、あくまでも前年度分ということで令和2年度の事業予算とは形式が違いますよ。そういうことで特別損失、いわゆる過年度分事業に関わる利益あるいは支出ということで、特別損失で計上しないといけない。

そしてまた来年、令和3年に支給する分は、今度は賞与引当金繰入額ということで、要するに資金を確保しないといけない。ですから、もう水道事業会計はそういう会計制度の改正が平成26年にございましたけれども、1回目のときには同じような計上をしますけれども、今はもう通常に流れて1年分を計上している。下水道事業会計にいたしましても、令和3年度からはちゃんと手当分と賞与引当金繰入額で12か月分ずつ計上していくということになります。

○9番（立石幸徳） 企業会計上は、この下水道のどっかいわゆる会計上の注記、注意書きがありますよね。そこで引当金も記載している。だから、今後はその引当金でいろいろ対応をしていくから、この特別損失というのは1回きりというか、今回だけのこういう状況になると、そういうふうに理解すればいいわけですね。

○水道課参事（永江隆） はい、そのとおりでございます。

○5番（禰占通男） 1ページでもいいんですけど、23ページでもいいんですけど、この年間一日平均処理水量、年間の一般排水と事業所排水、これは分かるんですか。そしてまた、事業所排水で水産業、飲食店、コンビニ、いろいろ事業もありますけど、その区別も分かるんですかね。

○水道課長（松田誠） 年間総処理水量についてですけれども、過去5年間の処理水量が多少の増減があるため、5年間の平均値を予定水量としているところがございます。1日平均処理水量については、年間総処理水量を365日で割って1日平均処理水量としているところがございますけれども、下水道使用料としましては、一般が幾ら、工場分が幾らと算出しているところがございますが、流入水量としての区別については、当初予算水量としては区別はしてないところです。

○5番（禰占通男） 営業収益としての下水道使用料で一般は幾らですか。一般分は年間で。

○水道課参事（永江隆） 今年度予算、あくまでも税抜きでございますけれども、一般が1億8,196万、工場分、水質料金と下水道使用料を合わせまして6,321万、合わせて2億4,508万円で計上してございます。

○5番（禰占通男） そして水産それは分けて、今度は普通の事業所というか、もろもろのちょこちょこ加工をしたり、そういうのは別にはしないんですか、一般家庭とは。

○水道課長（松田誠） 料金体系自体が一般の従量料金、これと大きく分けて水質料金の2つあるわけですが、浴場とかについては別な料金体系となっておりますけれども、予算を計上するに当たって水質料金を伴う工場分と普通の事業場というか事務所ですね、この分についての排水量については、一般のほうに計上していることになります。

○5番（禰占通男） 何度も話をするようですが、昨年静岡のほうに行ったときは、もう明確に別にしてるってということで。だから結局、別料金をもらえるということですよ。何かどっかに

あれがあるんじゃないですか、条項が。その事業所と一般とは別ということ。

○水道課長（松田誠） 加工場排水のことを言われているところですか。

○5番（禰占通男） コンビニちも言ってたよ。だから、コンビニちいうことは普通街の中にあるもので、そのコンビニで何か揚げ物をするとか、何かそういうんだったらその排水というのも考えられるけど、明確にコンビニって言って何度もその話が出たし、だから本市はどうなのかなって思っている。

○水道課長（松田誠） 今現在、仕分けしている中で、水道事業で委託を受けて全部料金算定をしているわけですが、その中で、一般、集合住宅、営業所、加工場で、加工場の中でも水産加工とほかの別、あと公園とか、そういう仕分けはしてますけども、料金に関わるそういう仕分けはしないということでございます。

○5番（禰占通男） いずれ、料金改定もろもろもしないといけないときが来ると思うけど、何年かしたら。そういった場合は、そういうのの仕分けってというのはどうなんですか。現状のままただ水質料をどうのこうのって、そういうやり方ですかね。根本的に変えるってことは。

○水道課長（松田誠） 今現在、料金体系自体が1つの従量料金と浴場関係の2つの料金体系になってますけども、今後、5番委員が言うように、その水質料金と使用料金の違いは当然算定の根拠になっていきますけども、使用料金について極めて基準以内であっても一般と比べて高いと。SS600、BOD600以下であっても、そういうのが高い場合の排水というのが、本市の場合あんまり考えられないところがございますので、料金体系としましては、この体系を維持して料金見直しに着手しようと考えております。

○5番（禰占通男） この予算書にも載ってますけど、消化施設ということで八千幾ら計上されてるんですけど、これができたとしてですよ、資料が出て裏側に載ってるんですけど、汚泥量処分費というのが。これが一応完成して稼働した場合、この汚泥量の増減というのはどのぐらい見込まれるんですか。

○水道課長（松田誠） 今、消化設備というのがありますが、これはいわゆる脱水前に濃縮汚泥を発酵させてガスを起こして、そのガスを起こすことによって有機物がガス化されてくるわけですが、それによって臭気及び汚泥量の軽減が図られる施設でございます。現在、自分たちの試算としては、汚泥量、臭気に対しても40%ぐらいの削減が見込まれると算出しています。

○5番（禰占通男） 40%というと、令和1年でいくと約3,000、2,000、3,000切るちゅうことですよ、40%くらいと。そうすると、金額的には、金額で計算するとこれになりますか。

○水道課長（松田誠） 令和元年度決算見込み4,240トンで、運搬費、処分費計で9,600万程度の見込みをやっているわけですが、これで40%削減できれば3,800万程度の運搬、汚泥処分費が削減できると思っております。

しかし、これ自体が3,800万削減できても、新しい施設ができることで償却資産とか維持費とかかかってきますので、丸々下水道処理場維持費がこれだけ下がるという計算にはならないということです。

○5番（禰占通男） あとは所管事務でちょっとそこを1周、半周ぐらいしたけど、あのとき課長がちょうど何か、あの外の下水のグレーチングのところ、あそこで水処理の臭いだって言ったんですけど、あのときは北西の風だったから風向きで流れてきてたんだけど、その水処理の臭いを何か遮る何か手だてっち、今はもう樹木も枝を下ろしとって風がツーの状態でやったんだけど、どうなんですか、その水処理の臭いを防ぐというか、遮るちゅうのは。

○水道課長（松田誠） この前の産業厚生委員会の現地視察の中で、ちょっと水処理の臭いがしたり、グレーチングのところは浄化槽の臭いだったんですよ、一般浄化槽の臭いがしたんですけども、今5番委員がおっしゃる水処理のところについては、2年度に臭気成分検査をやりませう。

その中で、最初に流入する初沈あるいは沈砂池、ここに薬品を打ち込んで臭気が抑制できるか

どうか、その辺に対しても試験的にやる予定ですので、焼津市と同じような形でカバー、全体を屋根で覆うようなことになれば、現在の躯体の耐震としてあの辺の上にかぶすとなれば、耐震的に無理があるということで、あと事業費的にかなり大きくなりますので、流入してくる沈砂池及び初沈のところでは何らかの臭いが抑制できる薬品なり、その辺も研究していくことになります。

○5番（禰占通男） その薬品もですけど、霧状にして、ミストだったけ、そういう施設は鹿児島県内にはないんですか。そういうのを使って、ある程度外に漏れるものを軽減するちゅうのは。

○水道課長（松田誠） 今、5番委員が言われてるのは、水接触による臭気の軽減と言われるやつですけども、これについても今、終末処理場については汚泥棟に脱臭措置があるんですけども、臭気を全部吸い上げて、そこで水と接触させて臭気の軽減を図る施設がございます。でも、水処理自体に今のエアタンとか、あの辺にエアミストなりを散布してというのは、私の記憶にはないところですよ。

○5番（禰占通男） 何とか消化施設も造る、そういったことで可能性のあるところは検討をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 資料がせっかく出てますのでね、これ非常にいい資料だと思って、資料だけでちょっと分からないところ、いわゆるこの繰入れの関係なんですけどね。まず、それぞれ基準に基づくものの明細も書いて金額も書いてるんですが、最初に一番大きい分流式下水道等に要する経費、これの実際上の算定式はどうなってるわけですか。

○水道課参事（永江隆） 繰り出し基準に基づく分流式下水道等に要する経費、これは分流式の公共下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額となってまして、特段これといったルールはないんですけども、この繰り出し基準に基づきまして、公営企業会計の場合は資本費が企業債の償還金にかかる利息分プラス減価償却費と、そして減価償却費の中でも長期前受金戻入額は、そのまま歳入で相殺されますので、その分を控除した額、そして利息分でもほかの繰り出し基準に基づくものがございまして、それと重複しない分を控除した分、それでこの計上額になっているところでございます。

○9番（立石幸徳） 話は分かるんですけどね、大まかに私も全部は聞きませんので、もうそんなら時間的に、一番大きいいわゆる分流式の関係と、それからこの下水道事業債の償還に要する経費2,200万ですね、具体的に今言った利息分が幾らで何ちゅうぴしゃっと教えてもらわないと、何か話だけ聞いてとっても話は分かりますけどね、金額が分からんのですよ。

○水道課参事（永江隆） まず、分流式下水道等に係る経費の全体の減価償却費……。

○9番（立石幸徳） 大きい部分だけですよ、細かいこと言ってもあれですから、本当は資料を整理してもらえればいいんですけど。

○水道課参事（永江隆） まず、今年度の減価償却費総額が3億4,531万ほどございます。その中から長期前受金戻入分は相殺されますのでマイナス、それが1億5,822万7,000円ほどございます。

そして、企業債の利息が4,474万3,000円、ほかの繰り出し基準に基づく利息分もございまして、重複しないようにそれを差し引いてございます。それが企業債の特別措置分の利息が275万6,000、臨時財政特例債の利息分がマイナス5万円、地方公営企業会計適用債の利息分がマイナス11万6,000円、それらを計算して2億2,890万4,000円です。分流式下水道経費を計上しているところですよ。

○9番（立石幸徳） また改めて細かいことは教えていただきますが、もう一点だけこの事業債の償還に要する経費。

○水道課参事（永江隆） この下水道事業債の特別措置分の元利償還金について繰り出すための経費ということで、繰り出し基準に基づいて一般会計から繰り入れてるわけですが、この特別措置分というのが、以前は汚水私費、雨水公費という原則に基づいて7割を公費負担してた時期が

ございます。

ところが、分流式に係る下水道の資本費に係る経費が大きいということで見直しがありまして、雨水の1割公費負担にしましょうと、そして残りの流域内のその人口密度によって資本費の負担もかかる費用も違うので、人口密度割で1割から5割、6割程度ぐらいまで、うちの場合はそれが5割に相当するんですけれども、そういう見直しが地方財政措置の部分であったときに、その差額については企業債を新しく設けましょうということで、設けられた企業債を借りている分についての元利償還金については繰り出し基準にしますよということで、そういう制度に基づいて繰り入れているところでございます。

○9番（立石幸徳） いずれにしても、財政課長にお聞きしますけど、この基準内容の部分については地方財政措置がきてるっていうことでは確認しとっていいんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 基準財政需要額で見られている下水道費、下水道の関係では過疎債を借り入れております。その元利償還金が交付税措置されている部分です。交付税措置されている額と実際に繰入れ基準と比較すると繰入れ基準のほうが大きくなります。

どうしても、それは分流式下水道の経費が資本費の一部を経営によって賄いきれない資本費の一部を繰り出すとしているところにあります。というのは、基本的には使用料でも当然賄って、使用料で賄えない部分が資本費の一部繰り出し基準として認められていると。現状では、今、下水道使用料は資本費に全く充てられていない状況でありまして、そして維持管理費にも足りない状況にもあります。

ですから、維持管理費に足りない部分については、基準外の繰り出しということで今回も繰り出してありますが、分流式下水道の経費につきましても100%財政措置があるというわけではございませんので、交付税措置を超えて繰り出し基準の部分も繰り出している現状にあります。

○9番（立石幸徳） そこでまた、それこそ基準外の7,500万の関係なんですけどね、近年のこの下水道のほうに実にその年度内、1年のうちに2回の基準外の繰入れをするちゅうような状況があったわけですよ、そのときも財政課長の説明では、今こうして公営企業会計がスタートするまでは赤字にさせるわけにいかんのですという説明がありましたよ。こうしてスタートするんですけどね、そうしますと今後は基準外繰入金はないというふうに考えとけばいいんですか。

○水道課参事（永江隆） 先ほど財政課長の説明がございましたように、料金収入と補助金、起債等で運営していくのもなかなか厳しいところがございますので、今回、7,500万計上したのも支出総額自体が昨年度より3,000万程度増えております。

そういった部分で、基準外繰入金も2,000万程度増やしてもらっておりますけど、水道課の目標としましては、いわゆる水質料金部分でなかなか汚水処理を賄えない部分もございますので、先ほど課長からも説明がございました汚泥処理費を削減することによって、それと来るべき料金改定もにらみながら、将来的にはもちろんこの7,500、基準外繰入れをなくするのが目標ですけれども、なかなか早急にはその辺も現状的に難しいところもございますので、来年度の当面の1年の目標としては、せめてこれを2分の1程度に減らしていこうという目標で今現在いるところでございます。

○9番（立石幸徳） 料金の関係はどうしてもきちっと対応を整えんといかんのですけども、その前にちょっと指摘だけ、要するに2年度の使用料2億6,900万、2億7,000万として、今言った繰入金が基準内で2億5,700万、基準外で7,500万、合わせると3億3,000万ぐらいですよ。

事業収入より繰入れのほうが6,000万ぐらい多いという、要するに下水道事業も自前の経営というより、よそからの資金が多い形で事業をやってくちゅうのはですね、私は会計上、経営上も本当にどんなもんかと思うんですよ。

それだけは指摘しとって、ほんなら今検討をしているのか、どの辺までこの水質料金、従量料金もあるんでしょうけれども、当面、この前から言った水質料金ですね、この改定をするって

う検討はどういう形で進んでいるんですか、どの辺まで大体きているんですか。

○水道課長（松田誠） 水質料金の改定について答弁しますが、令和2年に予算計上しています。処理場の適正化に向けての委託のところで、現在、流入水質について、水質試験といひまして朝7時から夕方まで24時間の水質検査を年4回やっていますけども、この水質試験とは別に水産加工場からの流入水質に対して、今どの程度処理場に負荷がかかっているのか、また処理経費がどれだけかかっているのか、その辺を算定しなければ水質料金が幾ら足りないんだという議論になりませんので、まずは加工場排水の水質試験を再度行いまして、実際の終末処理場への負荷で維持費に係る水産加工場から流入水質に対する維持費は幾らなのか、それを算定してそれから試算という形にしていきたいと思っております。

○9番（立石幸徳） 私は、当然、下水道事業が始まってから水質料金ちゅうのはスタートのときからありましたからね、もう大体35年経過ですよ、そうしますとね、私は本当今の水道、下水道のスタッフの皆さんは御苦労をされていると、つまり過去の、言い過ぎですけど、今までの怠慢のツケがですね、今どっと来るんじゃないかというような感覚を持ってるんですよ。本当、今の人たちの御苦労というのはちょっとあんまり言いたくないんですけども、ただ、今水道課長が言ったようにですね、今頃その負荷がどんぐらいきているのか何かちゅうのを調べるちゅうのはですね、どう考えてもおかしいですよ。それはもう最初からその加工排水ちゅうのはあるわけですから、それは量的にいろいろ上げ下げはあるんでしょうけどもね。

そこで、まず本市の水質料金の体系っていいでしょうかね、どういう規定になってるか、その加工排水全体の話もですけど、個々のそれぞれの工場の水質料金を含めてですね、どういう形で水質料金は頂いているんですか。

○水道課長（松田誠） 下水道条例第17条第2項の規定によりまして、水質料金を支払わなければならない使用者については、下水道条例施行規則第16条第1項において、当該年度の排除汚水量の汚水の量及び水質について、市長に届けることとなっています。

しかしながら、これに水質の試験費用約10万円程度かかるんですけども、この水質試験費用がかかることから接続推進に影響が出ることから、下水道条例施行規則第16条第2項にありますその他の記録の資料に基づき水質を認定できる条文を適用しまして、供用開始時の加工場排水の水質試験結果、これを4工場ほど取っておりますけども、これを採用して水質濃度を認定しております。

また、加工場接続時の検査において、水質と水質料金について説明を行い了解は得ているところでございます。ただ、汚水の量については、接続申請前の事前審査の際に聞き取りを行っている状況でございます。

○9番（立石幸徳） いや、もう課長が言われたことは、条例規則を読めばもうそのとおり分かることなんですけど、ただその条例規則どおり実際現場がやられているのかちゅう問題があると思うんですね、つまりその加工排水って言いますけど、その水質料金は先ほど言われたように、条例に基づいて、いわゆるBODとSSの合計値になってるわけですよ、各工場が。そうすると、各工場ごとにいわゆる条例上書いてあるFの値、これは違ってきているんですか、どうなってるんですか。

○水道課長（松田誠） 今、この水質の届出を下水道条例施行規則第16条第1項により毎年度届け出るようになってますけども、これが先ほども言いましたように、水質試験費用がかかるので、ここを免除して供用開始時の加工場水質試験を採用しているところでございます。

実際の各加工場の水質については、今の料金をもらっているところ以上に入ってきているのではないかと懸念しているところでございますが、各加工場それぞれ幾らぐらいあるのか、これは今のところ把握できていないところでございます。

○9番（立石幸徳） 非常に、水道課長は率直に正直に言われますけど、当然、条例上、その各

工場のいわゆるBODの値とSS値は全く一緒ってことはあり得ないですよ、はっきり言いまして。製造をする量も違うし、いろんな環境対策をしてるところは数値は下がるわけでしょうからね、そういうのを一緒くたにしてですね、結局は、今現在はどういう形で水質料金は加工業者には請求していることになるんですか。

○水道課長（松田誠） 先ほどから答弁しているように、供用開始時の加工場排水の水質試験結果に基づいて、BODプラスSSで2,000から2,500のここを採用値として水質料金を頂いておるところでございます。

○9番（立石幸徳） いや、だから各業者、事業者、それぞれ違うはずだということで条例上もその負荷の分類をして単価も当然違った形で規制してますよね。今、水道課長が言ったように、もういや、もうみんな2,000から2,500で全部一緒にその単価を掛けてやってるんですよ、そういうことでしょうか。

今、課長がそういうのを議会でちゃんと、これはかねて聞かされていますけど、議会の中で認めたのでですね、そういうやり方ちゅうのは、わざわざ単価を決めているのに単価なんかははっきり言って関係ない。もう加工場はみんな2,000から2,500なのよということで全部料金をもらってるわけですからね。そりゃあ、環境対策で頑張っていようが何だろうが全く一緒のことですよ。

それから、その規則で出てる先ほど言った16条の関係ですね、各工場が自分とこの工場のそのいわゆる負荷BOD、SSをちゃんと届け出るようになってる。ちゃんと様式も規則に備わっていますからね、しかしそれもしてない、実態は、もう30年間。何でこういう状態が続いてきたかちゅうのは、私は今までの担当のほうの怠慢だと思ってるんですけど、もう済んだことはそういうふうに整理しますけども、新しく水質料金を賦課する際にその辺のこともきちっと整理して、業界の皆さんともすり合わせをするちゅうことは、さっきから言うように非常に御苦労なことだと思うんですよ、そうしますと今考えているのは、条例はこういった形でやっていくと、その点はどうなんですか。

○水道課長（松田誠） 9番委員から御指摘がありますこの水質料金の徴収の仕方について、これはあるんですけども、先ほどから言うように、今までの取組としまして接続の推進、これが一番の課題でしたので、これに伴って毎年度10万以上の水質費用を捻出するのなかなか難しいところでありましたので、今までBOD、SS、2,000から2,500のところの水質料金を徴収してきたところでございます。

今、9番委員の言う各工場によって水質料金が違うじゃないかという御指摘でございますが、これも確かに9番委員の言うように、解凍の仕方あるいは煮汁の最後の仕上げとか、清掃の仕方、水を使う量によってそのBOD、SSの負荷濃度が変わってくるとは承知しているところでございますが、実際、今現在、この基準ができたときに原魚1トン当たり7.7トンの水を使うという計算でこの数値は出してます。実際のところ、今大体平均で原魚1トン当たり3.3トンぐらいの水しか使っておりません。

実際のところ、今の加工場においていっぱい水を使って水質濃度を下げているところであっても、2,000から2,500のほうの方が下がる。これよりか安くなる加工場がないという認識の下で、今こういう形、2,000から2,500の料金を取ってるところでございます。

これからの計画でございますが、今9番委員からありましたように、この水質料金については地場産業発展とか、いろいろ育成もありますので関係団体もでございます。それに、そことも協議しながら、条例上はこの水質料金の段階的な濃度の段階あるいは料金については、これからの料金改定に向けての調査によって明らかになるところでございますが、この規定については、全然もう用をなしてないと言えおかしくなるんですけども、この第2項をその他記録の資料に基づきというのを使ってますので、これもいかなものかなと考えておりますので、この部分の施行規則についてはもう少し検討する余地があるのかなと考えております。

○9番（立石幸徳） 何度も言うように、今まで全然この水質料金の見直しがなされていないというツケがですね、今度一遍に来る。それで業界でも不協和音が起きているわけですね。

つまり、自分とはそれなりの環境対策ということで、下水道に迷惑をかけないようにちゅうことでいろんな努力もしているつもりだと。そんなことをしようが何しようが、料金的には一緒のことじゃないかというその辺をきちんと業界と本当に正面から向き合ってますね、この水質料金の対応は検討していかないといけないと思うんですが、今現在、水質料金そのもので全体額幾ら頂いてるんですかね。

○水道課長（松田誠） 30年度決算でよろしいでしょうか。30年度決算の調定額で申します。税引き額です。全体が2億4,750万程度、そのうち水質料金が2,460万円程度、約1割が水質料金として入ってきてます。

○9番（立石幸徳） 公営企業にする特典、いっぱいあるんですけども、その一つにいわゆる原価を算出できる。水道料金は、1本供給単価とかあるわけですけど、この下水道事業が今度公営企業になって、いわゆる水質料金の原価ちゅうのは算出できるんですか。

○水道課長（松田誠） これが先ほどから答弁しているように、実際の水産加工場の流入負荷量の割合から維持費を乗じて、全体の水産加工場から水が流れてくる処理経費、これを算出します。これを加工場からの流入水量から割り戻して、1トン当たりの経費という形で算出する予定です。

○9番（立石幸徳） そうすと負荷の状況をまずきちっと押さえないといけないかなるんですが、その前の使用料、これは従量料金も含めたな、使用料の単価ちゅうのはもう出せるんですか。もう出てるんですかね。

○水道課長（松田誠） これも令和2年度から企業会計に移行しまして、その財務指標が明らかになります。

この中で、令和2年度に長期経営戦略、それと今策定中でありますストックマネジメント計画に基づいて長期の更新事業の計画を立てます。

その中で、経営戦略を立てていくわけですけども、維持費が幾らという中で、うち従量料金、いわゆる下水道の使用料金、これで賄うべきなのは幾らなのかを算出していくと。先ほどありましたように、水産加工場を除いた一般の負荷量が幾らであるというのも最終的には出ますので、その負荷量に対する処理経費は幾らなんだと、その処理経費から今の使用料金が幾ら足りないという計算になりますので、今のところは、そこまで一般の使用料金について幾ら上がるかという算出はしてないところです。

○9番（立石幸徳） 一般もですけど、いずれにしても、そのきちっとした試算、その前の調査、そしてやっぱりちゃんとした算式で単価はこれだけなんですという形でもって、あといろんな地場産業振興かれこれあるんでしょうけれども、そういったもので取り組んでいただきたいと、これはもう最後に要望をします。

○5番（禰占通男） さっきの続きみたいになるんですけど、今、水産加工業は何社ありますけ。

○水道課長（松田誠） 下水道区域内に39工場あります。

○5番（禰占通男） ちょうど昼になったときにも水産課長にも尋ねたんですけど、10社はHACCP対応に今なってるちゅうことで、このHACCP対応とこの排水基準ちゅうのはどうなんですか。排水するまでのやつは近代的な設備で外務省が入るみたいな感じでしょう。

排水のそこから先は知らんよちゅうんじゃ、ちょっと国庫補助金を使ってやってるのにおかしいよねちゅうと私は今思ってるんだけど、どうなんですかね。除害施設とか、そういうのを設けないと排出できないとか何かあるんですか。

○水道課長（松田誠） 当然、HACCPとなりますと、例えば公共下水道区域外であれば、もうその基準に基づいた除害施設なりを設けないと多分できないと思いますけども、下水道区域内においては、条例上もそういう除害施設を設けなくても接続できるようになってますので、そこ

については、H A C C Pは私も詳しくないですけども、H A C C Pのその項目に入っていないのではないかと考えています。

○5番(禰占通男) そこが一番肝心ですよ。除害施設を設けて、いろんな雑物ちゅうのを撤去できれば汚泥量も減るし、汚水も減るわけでしょう。だから、そこが一番肝心だよ。

H A C C Pは、いずれ営業ちゅうか事業を続けていく上では避けて通れないと思うわけよね、この何年かで。そしたら、それをしない人はもう廃業するかどうかになると思うんですけど。

○水道課長(松田誠) この公共下水道自体の一番の目的というのが、公共水域の保全でございますので、H A C C P対応の加工場が下水道条例に基づいてそのまま排水してるわけですが、最終的にどうなるかの話でございます。最終的に下水処理場で処理を行いまして、一般的な基準よりも高いといいますか、いい水質で河川に放流してますので、最終的にはそのまま流したとしても、河川に出るときには処理された水が出ますので問題ないかと考えます。

○5番(禰占通男) ちょっと手遅れかなとも思うんですけど、39のうちの10、あと29ぐらい残ってるんだけど、それを今後対応するときにはお願いじゃないけど、そういった除害施設を設けるためのまた資金もあると思うわけよね。

そしたら、それも一緒に活用して何かよりよいつちゅうか、もう下水道が運営しやすくなるんじゃないですか。どうなんですか。

○水道課長(松田誠) 今、5番委員が言いましたように、このH A C C Pの対応については私も担当課ではないので言えませんが、H A C C Pを行うに当たりまして工場の整備をした場合に、除害施設を設けて600ミリ以下、S S 600秒時600ミリ以下に落としてもらえば、下水道処理場の負荷も軽減される、水質料金もかからなくなることにはなるかとは思いますが。

○水産商工課長(鮫島寿文) 今、5番委員からありましたH A C C Pの工場ですけども、下水道区域内には39の工場がありますが、私が先ほど情報提供しましたH A C C Pの工場といいますのは、加工組合の業界のかつおぶし工場でないところもございますので、かつおぶし工場が10工場H A C C P対応ということではありませんので補足しておきます。

また、H A C C Pに関する排水の関係ですが、委員がお尋ねの部分は、H A C C Pの衛生管理を基準とした食品衛生法の改正の部分だと思っておりますが、一般質問等でもお答えしたと思うんですが、H A C C Pにつきましては排水というところではありませんで、H A C C Pの管理例を申し上げますと、原材料の受入れ入荷から調合とか、熱処理、密封、冷却、包装、出荷などの工程を可視化、見える化することにおいて、ハザード、危険因子を取り除くと、後からになってもそういった原因の追及ができる、ソフト面、ハード面においてこういった衛生管理の手法が、製品の安全性の確保について非常に重要な方法ということで示されているところです。

よって、排水どうこうというのは、具体的に基準等はございませんので、それについてはまた別の法令の排水基準等でそれに沿った基準を守るということで考えているところです。

H A C C Pといいますのは、先ほど申し上げましたとおり、原材料の入荷から出荷までの工程において製品の安全性を確保する衛生管理の手法ということで御理解いただきたいと思っております。

○4番(沖園強) 先ほどから課長のほうでいろいろ説明があつて、3条予算で3,300万程度の黒、税抜きで2,700万ということで、これにおける説明でもあつたんですけど、影響しているのは長期前受金戻入、減価償却戻入ですよ、これが大きく影響してるんですよ、収支においては。これは1年限りですよ、この長期前受金戻入は。

○水道課参事(永江隆) この減価償却費に計上している総額というのは、あくまでもフル償却したときの減価償却費、一旦これで減価償却費を支出しますけれども、そのうち依存財源、一般会計負担金、国庫補助金ですとか、そういった部分については同額を戻入することによって実質償却が減ると、そういう仕組みになっておりますので、毎年これが大体半分ぐらいですかね、その分が減価償却費相当分の依存財源分の財源分がそのまま戻入されていくと、そういうイメージ



でいただければよろしいと思います。

○4番（沖園強） そうすると、費用の部分で減価償却費が留保財源3億4,000万、資産原簿で200万とあるんですけど、その4条予算との絡みもあるんですけど、留保財源はどんぐらいになってるんですか。

○水道課参事（永江隆） 今回は、例年、執行残の部分を繰越金として次年度の歳入に入れてた部分、そういったのを取りあえず引継金という形で、まず現金を持ってスタートします。その部分についてはまず使います。

減価償却費は、そのまま損益勘定留保資金になるんですけども、その長期前受金戻入分を差し引いた額は1億8,952万程度、実償却額というのが当年度の損益勘定留保資金になります。この部分のうち、4条の補填予定の額が1億8,704万5,000円で、差し引くと247万5,000ほど、まず補填財源で年度末には残る予定ということです。

それ以外に、特例的収入、特例的支出というのがあるんですけども、これは出納閉鎖期間がなくなったことによる未収未払金の予算を取りあえず予算書の中で計上してございます。その分の差引額もそのまま現金として残りますので、241万6,000円ほどあります。

それと、2,771万7,000円の利益剰余金の中から、処分予定の2,091万を差し引いた額が680万7,000円ございます。

あと、4条の消費税は、資本的収支調整額ということでそのまま補填することになりますけど、今年度、多少還付を計上してございまして、その還付の資金というのはあくまでも令和3年9月の申告にならないとお金が入ってこないと、ですから実際の4条の消費税が490万ほど出ておりますけれども、その還付予定の額を差し引いて補填させております。ですから、その部分も内部留保の財源になっていくと、それが約99万9,000円。

それらを合算すると1,269万7,000円、今の当初予算の計上の段階では、これだけの留保財源が残るのではないかと見積もっているところでございます。

○4番（沖園強） 令和3年度は、どういうふうになっていくんですかね、その留保財源が1,269万。

○水道課参事（永江隆） 自由に使えるというか、使用できるお金というのは、先ほど言いました損益勘定留保資金の残額、それと引継未収金、そして消費税の資本的収支調整額、これらが補填財源となり得るんですけども、また来年も同じように、2年度の決算である程度大きな利益が出て当年度未処分利益剰余金が増額になっても、まだ処分が9月にならないとできない関係で、自由に使えるお金が補填財源となり得ない可能性があるかと。

そうすると、今年度の予算と同様、3年度予算を計上した上で利益剰余金をある程度見て、そしてもう処分予定という形で予算計上しないといけないのかなと思っているところでございます。

○4番（沖園強） 早く言えば、補填財源が枯渇していくような感じになっていくのかな。

○水道課参事（永江隆） 今申しました1,200万程度ですけど、2年度の予算を計上するに当たっても、支出をある程度余裕を見ております。

ですから、もう少し財源を残して毎年1,000万から2,000万程度の利益というか、その財源を残しながら、ある程度は少しずつ来るべき大規模な老朽施設の更新もございまして、そういった形で残していかなければいけないのかなと。

ただ、まだ今スタートしたばかりでございまして、実際、3年度の事業、2年度の事業の成り行きと、そしていわゆるその基準、先ほど委員からもございましたが、依存財源で賄っているのが現状でございまして、なかなか利益を生んでいくのも厳しい中で予算編成もしていかないといけないと思っております。

○4番（沖園強） 9番委員あたりから強い指摘もあったんですけど、法定内繰入れはね、もう繰り入れて当然だと私は思ってるんですけど、それともう一つ、この営業費用の処理場ポンプ場

費で、汚泥処理費がこのうち幾ら入ってるんですか。予算計上してるんですか。

○水道課長（松田誠） 清水委員からの資料要求の中にあるんですけども、令和2年度の当初予算の中で処分費、運搬費合わせて8,490万程度となっています。

○4番（沖園強） 8,400万ですね、9月決算で30年度が4,700万だったかな、委託料の差額が、だったですよ。9月決算の資料は頂いているんですけど、元年度が9,600万、30年決算が1億というふうになってるんですけど、この資料からいくと。運搬委託費の部分ですよ、汚泥の。減ってきたのは何か受入先が見えたんですか。

○水道課長（松田誠） この汚泥処分費の削減に向けまして、いろいろなところに声かけを行っております。その中で、そういう声かけに対しまして受け入れてもいいよというところが祁答院のほうにありまして、一番高い土日も受け入れてくれた3万円のところが、1万2,000円でしたかね、そういうところに受け入れてくれるところがあったもんですから、令和元年度見込みについても令和2年度の当初予算でも幾分か下がってきていることとなります。

また、この処分費運搬費については、30年度決算が一番高くなっていて、29年度決算で1トン当たりが約9,671円となっています。これが30年度決算では2万3,777円、約2.何倍かになってるんですけど、これが令和2年度当初予算では1万9,120円、トン当たりですね。これを予定しております。これを最終的には1万5,000円台ぐらいには持っていきたいと考えているところです。

○4番（沖園強） 本当、大変な業務御苦労さんです。頑張ってくださいと思います。

○委員長（清水和弘） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（清水和弘） 異議もありませんので、議案第13号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

令和2年度当初予算の審査の結果については、3月25日の最終本会議において報告することになりますので、御承知お祈りいたします。

また、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告につきましては、申合せのとおりいたします。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（清水和弘） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午後2時31分 閉会

枕崎市議会委員会条例第27条第1項の規定により、ここに記名押印する。

予算特別委員会委員長